

# 令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第5号 12月9日(火曜日)

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第5号 令和7年12月9日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
統括主査	神林 亜弥君		

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	舟橋 正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松 光春君	都市整備部長	武内 雅洋君
都市整備部次長	野本 敬弘君	経済環境部長	小池 信和君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	総務課長	藤村 崇司君
防災交通課長	吉野 勲君	福祉課長	山本 直美君
高齢者支援課長	粥川 仁也君	健康推進課長	水野 嘉彦君

子育て支援課長	高橋正直君	子育て支援課主幹	中村美和君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
水道課長	梅村幸男君	下水道課長	竹本昭彦君
観光課長	伊藤修君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	鈴木早智君	スポーツ交流課長	坂野隆幸君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎副議長（鈴木伸太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） おはようございます。改めまして18番、創犬会の大沢秀教でございます。議長にご指名をいただきましたので、通告に従いまして今議会4件の一般質問をさせていただきます。

1件目、総合犬山中央病院への先端医療機器導入補助について質問させていただきます。

犬山市のまちづくりを考えると、医療体制の充実というのは、暮らしていくまちとして住むまちいぬやまにとって非常に重要な部分であると思います。

山田前市長は、公益性の高い社会医療法人に対する補助事業だということで、令和4年に要綱を策定して、総合犬山中央病院への先端医療機器導入に当たっての補助を行うというふうに示され、その方針で補助金要綱が令和4年度に施行されました。以後は中央病院と言わせていただきます。

3年前の10月定例議会において、当時の中村貴文議員の一般質問で、この先端医療機器導入補助について議論がありました。当時の健康福祉部長の答弁によりますと、補助の時期として中央病院の建て替えに合わせた令和6年から令和7年頃を予定しているということでありました。

その後、中央病院の建て替え工事の着工が遅れたこともあって、これまでの間に議論されることはありませんでしたが、病院の工事も始まった今、改めて中央病院への先端医療機器導入補助を行う考えはあるのか。行うのであれば、補助の目的と、犬山市が中央病院に求める役割についても改めて質問させていただきたいと思っております。

また、当時の議論においても、市民が今まで以上の医療を受けるメリットのためには、地域の医療機関との連携が必要であり、補助を行うに当たっては尾北医師会の理解を得ることが必須だという認識であったと思っておりますが、補助を行うのであれば、医師会のご理解は得られるのかお聞きしたいと思います。

もう一点、補助を行うのであれば、その金額と財源についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上についての質問でございますが、補助事業は一般的に政策判断によるところが多いと思います。今回のこの重要な事業については、特にそうであろうと思います。原市長から思い、お考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、総合犬山中央病院、私は親しみを込めて以下、犬中（いぬちゅう）とさせていただきます。犬中は、犬山市にとってはなくてはならない病院だとの意思をまずお示しをさせていただきます。なぜなら唯一の第二次救急医療病院だからです。以前、犬山市には2つの第二次救急医療病院がありましたが、今は犬中だけです。ならば、江南厚生病院や小牧市民病院、さくら総合病院で広域的に対応していけばいいのかどうなのかといえば、決してそうじゃありません。第二次救急医療病院があるかないかは、犬山に住み続けたい、犬山にこれから住みたいと思うことにつながる安心のインフラであり、犬山の魅力や価値、求心力を高めるために必要だし、重要なことであります。

また、犬中は、救急医療や災害時の医療拠点など、公益性の高い役割を担ってもらう市内で唯一の社会医療法人です。ですから、繰り返しますが、犬山にとってなくてはならない病院ですから、できる限りサポートしていきたいと考えています。

とはいえ、それだけで補助を行うということではありません。そもそもこの補助は、大沢議員もおっしゃられたとおり、山田市政のときに、令和4年度に創設されました。その目的は、先端医療機器の導入による地域の医療水準の向上としています。それを実現するために犬中に求めている役割は、3点求めさせていただいています。

1つ目は、犬中の医療体制の充実です。それが市内で唯一の第二次救急病院としての救急医療体制の充実となり、市民の安心・安全につながるからです。

2点目は、地域の医療機関との連携強化です。中核病院として地域の医療機関からの高度な医療などを必要とする患者さんの受入れや、地域のかかりつけ医への逆紹介、さらには症例検証など、情報交換、共有を進め、それにより、犬山の地域医療の向上に直結するからであります。

そして、3点目は、医療機関全体での役割分担と医療資源の効率的な活用です。そこから中核病院として、先端医療機器を導入し、地域の医療機関と共同利用が進むことで、検査に必要な時間と労力を減らすことができるからです。

その検証の結果、以上3点の要求は満たしていること、また、ご質問の医師会の理解については、尾北医師会犬山支部の理事会に対して、先端医療技術導入に対する支援と説明、協議を行い、この補助金に関する賛同を得ているという報告を受けています。よって、犬中の先端医療機器の導入は、地域の医療水準の向上につながると判断して、補助の実施を予定しています。

また、現状の判断でよしとはしていません。さらに、幅広い見地から、補助の妥当性を検証するために、適正な医療の確保に関する事項などについて、調査と研究をするための附属機関である犬山市健康まちづくり推進委員会でも協議を行っていきます。

補助の対象となる医療機器は、MRIと血管撮影装置の2種類になり、合わせて2億8,000万円ほどになるとのことです。その財源には、犬山市健康市民づくり基金の活用を想定しています。また、補助金の額については、今後、適正な金額を定めていきたいと思っています。

最後に、この補助は決して交付して終わりではなく、交付がスタートです。この補助で、先ほど申し上げた医療水準の向上が実現できるように、犬中や医師会と今まで以上に連携をしていきます。それにより、地域医療が充実した住むまちいぬやまとなるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 思いを込めた市長答弁をいただきました。

2件目に移ります。

国道41号の機能強化に向けた渋滞対策について、質問させていただきます。

国道41号は、小牧市村中交差点から北へ五郎丸交差点までの約7キロメートル区間において、2013年度から6車線化が随時進められ、昨年2024年2月20日に全面開通しました。原市長の県議会時代から大変ご尽力をいただいたと思っています。

本市では観光客がコロナ禍を経た今も増加していますが、観光客の流入も6車線化の効果の一つだと言えます。本市のさらなる発展のためには、国道41号の6車線化による整備効果を生かしつつ、地域の事情や特色、地域資源を生かしていくまちづくりの取組が不可欠であります。

国道41号に隣接します橋爪五郎丸地区は、第6次総合計画や都市計画マスタープランにおいて、新たな都市拠点及び交流拠点とすると位置づけられており、自動車交通の利便性が高く、都市的な土地利用への転換が期待されてきている地域であります。

特に名鉄小牧線東側に隣接する五郎丸東一丁目地区は、6車線化を契機に、交通の利便性の向上や、将来的な新駅の設置構想を背景に、中央病院や公共施設が立地するなど、都市機能が集積しており、まとまった規模での土地利用の転換が可能な条件を備えています。

このような地域特性を踏まえ、五郎丸東地区では、土地区画整理事業による新たなまちづくりを目指した動きが進行中であります。

この新たなまちづくり、五郎丸東一丁目まちづくり基本構想、この案の実現を確実なものにしていくためには、アクセスの軸となる国道41号を利用する交通のさらなる利便性の向上が欠かせないものと考えます。

さて、愛知県議会において中村県議会議員が9月定例会で尾張北部の幹線道路ネットワーク整備について、一般質問を行われ、その核として、国道41号の機能強化について質問をされました。愛知県からは非常に前向きな答弁がありました。

そこで、今回は、要旨としまして、名濃道路建設促進期成同盟会での取組について質問させていただきます。

これまでも地元自治体等で構成した名濃バイパス建設促進期成同盟会により、渋滞の解消等を図るため、国へ要望活動を進めてきましたが、まだまだ渋滞が残る小牧市村中交差点、そして大口町、扶桑町の一部区間、本市の五郎丸交差点の東、そして岐阜県美濃加茂市までの区間においても、まだ渋滞が発生しており、こうした渋滞の解消と国道41号のさらなる機能強化を図っていくために、今年8月の総会において、期成同盟会の名称を高規格道路である名濃道路建設促進期成同盟会へ改名するなど、格上げを行ったと承知しています。

ここで質問いたします。先ほども述べましたとおり、愛知県議会での中村県議会議員の一般質問において議論が行われましたが、その内容を踏まえて、犬山市の未来のために、国道41号の機能強化にどのように取り組んでいくお考えなのか。

名濃道路建設促進期成同盟会の活動について、その現状と、その会長市を務める本市の果たすべき役割、今後、目指していくことについて質問をさせていただきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

本市において、国道41号は、道路ネットワークの中核であり、これを利活用した産業立地の促進や新たな市街地の整備等を進めるため、これからも犬山市独自のまちづくりには欠かせない最も重要な路線と認識しています。

議員ご案内のとおり、五郎丸交差点までの6車線化が終了し、その効果が現れているところですが、東名、名神、名古屋高速の出入口や国道41号、国道155号が交差する小牧市村中交差点周辺をはじめ、そこから犬山市までの信号が連担する区域では、依然渋滞が残っている状況です。

そこで、6車線化整備に満足することなく、例えば渋滞している交差点を立体交差する等によって、信号で止まることなく、より速く走行できるグレードの高い道路である高規格道路、名濃道路の早期整備を愛知県とともに国土交通省へ強く働きかけていきます。

具体的には、愛知、岐阜の沿線8自治体、南は豊山から北は美濃加茂を経て川辺までを取りまとめ、名濃道路建設促進期成同盟会の会長市として、関係機関に対して、地元の声を発信しています。

今年度は10月に愛知県知事への要望、国土交通省の中部地方整備局長及び愛知県道事務所長へ要望を行いました。

さらに、11月には国土交通省、財務省、地元選出国會議員への要望活動を行いました。

国土交通省、財務省では、副大臣等に原市長が直接、名濃道路がいかに必要なのか、力強くメッセージを届けてきたところです。

高規格道路としての名濃道路整備は、6車線化とは比較にならない大規模な事業になるものと想定されます。そのため、まずは国土交通省による検討、調査への着手を求めています。

また、関係自治体だけでなく、地元経済界、愛知県とも一体となって国への要望活動により、さらに強く働きかけを行ってまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 力強くよろしくお願ひしたいと思います。原市長、会長として、どうぞよろしくお願ひします。

では、3件目に移ります。3件目は、城東中学校の大規模改修についてであります。

要旨2点ございますが、要旨1点目、犬山市の小中学校は、長寿命化計画に基づいて改修が進められているところであります。犬山南小学校の次の整備は城東中学校となりますので、昨年度、城東中学校改修基本構想が策定されました。私はこれまで何度も何度もくどいように城東小中学校の改修について一般質問をさせていただきました。議論を重ねたことでよい方向に進んだこともあるという思いはあります。

前は昨年、令和6年の6月定例議会で一般質問を行いました。そのときに基本構想につながるような形を示していただきました。それが今年度の検討につながってきていると思います。

そこで今回は、まず現状についてお尋ねいたします。

今年度、どのような検討を行ってきたのか、また、今後どのようなスケジュールで進めていく予定なのか。

そして、一つ心配なことを合わせてお聞きします。

今年も異常な猛暑だったわけでありまして、小中学校の体育館の熱中症対策は、避けて通れない課題になってきています。恐らくスピード感を持って対応しなきゃいけないんじゃないかと思っているのでありますが、市内の小中学校体育館の熱中症対策を進めることによって、この城東中学校の改修事業が遅れる等の影響はないのか、今後のスケジュールに絡めてお尋ねをいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

城東中学校の大規模改修については、令和6年12月に改修の全体的な方針となる基本構想を策定し、令和7年1月から3月にかけて、基本設計業務の受託者を選定するためのプロポーザルを実施しました。

プロポーザルの結果、最も評点が高く、受注候補者となった株式会社東畑建築事務所名古屋オフィスと、基本設計業務の契約を令和7年5月に締結し、基本設計に着手しています。

基本設計業務では、建物全体の配置計画や建物内の教室の配置計画、建物全体のデザイン等を検討しています。

基本設計を進める上で、城東中学校や城東小学校の関係者や地域、関係団体の代表者等で構成する検討会を開催し、城東中学校の改修に関する情報共有を行うとともに、ワークショップによる意見収集を行っています。

ワークショップについては、実際に中学校に通う中学3年生、教職員、地域住民やコミュニティ団体を対象として、各集団ごとに個別で実施しており、いただいた意見について、可能な限り基本設計に反映するよう進めています。

現状の改修プランでは、城東中学校の北舎の東側、南舎の東側を長寿命化し、それ以外の建物を解体し、新たに2階建ての低階層の校舎を建設する計画としています。

また、新たに建設する校舎に隣接する形で、城東中学校と城東小学校の2校分の給食を作る共同調理場を建築する計画としています。

今後のスケジュールとしては、基本設計の内容をまとめ、令和8年3月に設計内容を公開したいと考えています。

その後、令和8年度に工事の詳細を決める実施設計を行い、令和9年度から令和12年度にかけて改修工事を進める計画です。

なお、議員がご心配される市内の小中学校体育館への空調設置を進めることによる城東中学校の改修事業全体スケジュールへの影響は、今のところないと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 1点、再質問をさせていただきます。

城東中学校の改築に当たっては、今後、大幅に減少していくと予想される児童生徒数のことを想定して、今後の学校施設の利活用を検討し、機能を改善することが求められていくと考えられます。

給食室、プール、駐車場等々、小中学校で共用することを想定しており、城東小学校の機能もこの機会に改善されると私は理解しています。

そこで、1点、再質問ですが、小学生の放課後児童クラブについては、学校敷地または近接地に設置されるという基本的な考えがあると思いますが、このたびの改修に当たっては、その議論がなされているようではないと思われま。放課後児童クラブを城東小または中学校に移動されることをこの際検討をしているか、どう考えているのかお聞きいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

城東小学校の児童クラブは、現状、城東児童センター内にある城東児童クラブと城東小学校敷地内にある城東第2児童クラブに分かれて運営しています。

今回の城東中学校改修に当たり、城東中学校の改修する建物内に、児童クラブの移転場所を用意することはありません。市としては城東児童クラブを小学校へ移す方針がありますので、城東小学校への移設については、今後、城東小学校の児童数が減少し、校舎等に空きスペースが生まれた際に、改めて検討していくことになるかと想定しています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。では、要旨2点目について、城東の里文教ゾーンの夢を形にすることについて。

これは勝手に私が付けた名称ではありますが、これについて教育長に質問させていただきます。

昨年、令和6年6月議会の私の一般質問においての議論で、教育長は、夢を諦めることなく実現可能な現実の世界の中で、ハード面だけでない夢の学校づくりを語り続けられたらいい

いと答弁をしていただきました。

当時ご答弁いただいた内容からは、ハード面の形は検討を経たことで、基本設計、そして実施設計と変わりそうではありますが、城東地区の文教ゾーンのシンボルとして、夢の学校づくりをどのように進めていこうとお考えなのでしょうか。

ハード面だけでなく、ソフトも含めた学校づくりについて、教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 大沢議長が降臨をされ、じきじきにご指名を頂戴しましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

夢と現実とは隔たりがある、これは世の常かもしれません。だからこそ、夢や理想が芽生え、生まれてくるのかなというふうに思っています。かといって、決して夢を諦めてしまうのではなくて、夢に少しずつ、その夢に形や姿を変えながら、一番夢に近いところでの実現を目指して取り組んでいくこと、これが重要ではないかなというふうに思っています。

少しずつ状況が変化をする中で、現時点で私が頭に描いている城東小学校、城東地区の学校づくりの在り方について少しお話をさせていただきたいというふうに思っています。

城東中学校の建築のほうが優先をすることになったわけではありますが、主にハード面ではありますが、ゆくゆくは城東中学校も城東小学校も子どもの数が減ってきています。ということは、学級数が減る、空き教室ができるということでもありますので、ゆくゆくは小学校の子どもたちの一部分または全部が、その城東中学校に入れるような、そんな教室の配置を考えていきたいというのがまず1つであります。

2つ目は、調理場についてですが、先ほど部長も答弁したんですけれども、城東小学校、城東中学校の子どもたち、先生方の給食を合わせて調理ができるような調理場を整備したい。欲を言うならば、今井小学校、栗栖小学校など、親子給食を考えていますので、そういった小規模校の給食も合わせて調理できるような調理場が整備できたらいいなというふうに思っています。

3つ目、プールの関係です。これは前にも申し上げたんですけれども、城東中学校のプールに段差を設けて、小学校の子どもたちも中学校のプールを使って水泳の授業ができるようにしたいと思っています。

4つ目は、運動場であります。当初は中学校の東側の高台を削って、東西に広い運動場を造っていきたくて思っていたんです。ところが、東の高台を削りますと、愛知用水の関係で、中学校の敷地の南西部に沈砂池、「ちんさち」というのは「ちん」は沈む、「さ」は砂、「ち」は池、この沈砂池を造らなくてはならないという、これは学校にとっては、ないほうがありがたい施設でありますので、あえて東の高台を削ってまで運動場を東西に広げるのではなくて、南北に最大限に拡張して、サッカーゴールが引けるような運動場にしていきたいというふうに思っています。

こうしたことが可能になれば、小学校の教室の一部、プール、調理場、これが中学校で充

足をできることとなりますので、その跡地については、小中学校の先生方の車が駐車できるスペース、あるいはご来客だとか、保護者の方の送迎等で車を止めていただけるような駐車スペースをしっかりと確保していきたいなというふうに思っております。

さらには、先週、柴田議員の一般質問で話題になりましたし、今もちょっと話題になった児童クラブ、あるいは児童センターですね。あるいは子ども未来園、学習等供用施設、出張所、城東地区には、散在とまではいかないんですけども、あちらこちらにこういった公共施設があるんですけども、そういった公共施設を小学校の空き教室、小学校に空き教室ができたことを考えて、小学校の建築を進める際に、この地区に公共施設を集中配置をして、この城東小学校をこの城東地区の地域活動の拠点にできたらいいなというふうに思っています。

また、ソフト面も含めたところでありますが、令和7年度現在、城東中学校は、通常学級が15、特別支援学級が3、合わせて18学級あります。今後、ほぼ1年に1学級ずつ減少していくこととなります。10年後はどうかと言いますと、通常学級が6学級、特別支援学級は流動的でありますけれども、現在の学級数を維持するとなりますと、3学級、合わせて9学級となります。現在の18が9となりますので、9学級、教室が空くという計算となりますね。

一方、城東小学校はどうかと言いますと、令和7年現在、通常学級が15学級、特別支援学級が5学級、合わせて20学級あります。これも毎年のように1学級ずつ減少していきます。10年後は、通常学級が6学級、特別支援学級、流動的でありますけれども、5学級、今のまま維持をすると5学級で11学級となります。じゃあ、城東中学校の9学級空いたところに、城東小学校の11学級が入れるかといったら、これはまだ不可能な状況であります。ただ、今後、城東中学校の建築が進む、城東小学校の建築が進む、だんだんと空き教室が増えてくると思いますので、小学校と中学校、これが同じ教室に入ることができる状況ができてくると思います。

小中の子どもたちや小中の先生方が同じ校舎で生活をするということは、例えば、小学校の先生が中学校行って授業をやる、逆に中学校の先生が小学校行って授業をやる、子どもたちが動く、小学校の児童が中学校へ行って授業を受ける、中学校の生徒が小学校へ出向いて授業を受ける、これも可能になるわけであります。

この小学校と中学校の子どもたちや先生方の交流をより一層深めていくということは、小中の連携が一層深まって教育効果を高めることができるものというふうに私は思っています。

それと、今、これ改めて、状況が少しずつ変わらな中で、今の時点での構想をお話をさせていただいたんですけども、あれから1年半たちまして、大きな変化はないというふうに私は思っていますし、そのようにご理解をいただきたいなというふうに思っています。

ソフト面では、小中一体的、ハードの面では、小中一体型、そんな学校づくり、さらには、城東地区の地域活動の拠点としての学校づくり、これはまさに城東のまちづくりではないかなというふうに思っています。

いよいよ基本設計の段階に入ってきました。今後、計画が進む中で、まだまだ夢の形や姿を変えなければならない時期が来るかもしれませんけれども、決して夢を諦めてしまうことなく、先ほどお話がありましたけれども、実現可能な現実の中で、また夢を語り合っ

いけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 教育長、また大変夢のある答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私、要旨2、城東の里文教ゾーンの夢というふうには書かせていただきましたけれども、教育長からも城東地区のまちづくりに資するというようなお話もいただきました。いつまで私もそれに関われるか分かりませんが、また私も夢を語っていきたくと思います。またよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、4件目の質問に移ります。4件目は、市民交流センターの温水プールについて。

要旨も、市民交流センターフロイデの温水プールの在り方について、質問をさせていただきます。

これは今年2月定例議会において、市長の施政方針に対して一般質問をさせていただき、議論をさせていただきました。この件について改めて質問をさせていただきます。

市民交流センターの改修工事に向けた実施設計を行うのと並行して、温水プールの在り方についても検討を進めていくという施政方針についてでありまして、そのときの市長答弁の最後はこうでありました。

本当に難しい判断です。しかし、持続可能なこれからの犬山を考えれば、判断しなければなりません。温水プールの今後については慎重に検討を進めながらも、令和7年度中にはその方向性をお示しさせていただきますというようにお答えになりました。

令和8年度の予算編成を目の前に控え、方向性を定めておられるかと思えます。どのようにお考えなのか、市長にお尋ねいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

今申し上げられたとおり、大沢議員の質問にもお答えをさせていただきました。また、令和5年の6月議会の久世議員の一般質問でも、今ある市民交流センターフロイデのプールの必要性をお示しをさせていただきながら、もし廃止の判断をした場合には、新しいプールの必要性や、民間参入の可能性も考えていかなければならないとお答えをしました。

そこから現状のフロイデプールの利用状況や近隣自治体の事例や現状などを踏まえて検討を重ねてまいりました。そこで、民間事業者に対して、事業提案を含めた聞き取りを行いました。民間活用によるプール事業の可能性や、フロイデプールを廃止した場合の代替などについて、現状のプールを維持した場合との比較を含めて多角的に検討を行いました。

民間事業者の答えは、民営でプールを運営していくことは困難との意見で、具体的な改善提案も得られることはできませんでした。

フロイデ以外の場所で新しいプールを造る民間参入の可能性を探りましたが、よいお答えをもらうこともできませんでした。

小中学校のプールを利用した改修も考えましたが、現実的ではありませんでした。

現状において、近隣にプールの利用者を受入れることが可能な施設はありません。また、新たなプールを犬山市が新設した場合のコストは、フロイデプールを維持した場合のコストを上回る試算額となっています。

改めてここで、今の利用者の状況をお示しをさせていただきます。フロイデプール利用者は年々増加しています。ありがたいことです。令和6年度は延べ約4万8,000人で、前年比と比較して約4,600人の増加で、約10%の増加率でありました。

令和7年度も10月末現在のプール利用者は、前年比約4,700人、約16%の増加が続いていて、市民ニーズの高い施設であります。スイミングスクールは、令和7年10月現在で640人と多くの登録をいただいています。その登録者が全体の87%を20歳未満が占めています。

以上お示ししたとおり、犬山市にはプール施設が1つしかないこと、多くの市民皆さんが楽しみに利用していること、また、子どもが最初に始めるであろうスポーツで、一番多いであろうスイミングで、スイミングスクールが人気であること、今井小学校と栗栖小学校の水泳の授業や、毎週土曜日には、中学校の休日合同クラブによる活用がされ、多くの子どもたちが利用していることを受け止めなければなりません。こうした状況から、フロイデプールは必要と判断をいたしました。

今後については、湿気対策や屋上ダクトの養生など、施設を維持するための必要最低限の補修を、市民交流センターの大規模改修の実施設計に合わせて行い、市民皆さんの健康づくりや、スポーツに楽しんでいただくための施設として、引き続き維持してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時42分 休憩

再 開

午前10時50分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。12番 岡村千里議員から一般質問に関する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。日本共産党犬山市議団、12番、岡村千里です。通告に従いまして、今回4件の一般質問を行います。当局の皆さんにおかれましては、見通しのよい答弁を期待しております。

今回も資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただきたいと思います。

では、1件目、介護保険制度の充実についてです。

資料1の①をご覧ください。いきなり細かい表なんですけれども、これは2025年愛知県自

治体キャラバンの資料と言いまして、こういう1冊の冊子になったものがございます。この70ページ、71ページのところを抜粋しました。そしてタイトルは、第9期保険料段階と倍率と所得金額ということです。

介護保険制度自体が複雑な制度なんですけれども、この介護保険の段階というのは、介護保険料を決めるのに、その人の所得に応じて自治体が幾つかの段階に区分して、保険料を決める仕組みであります。市町村ごとに段階は異なりますが、段階が多いほど所得に応じた負担、つまり応能負担が細くなるという仕組みです。

犬山市は16番のところですよ。ここを見てくださいと、段階は13段階になります。この13段階というのは、かなり早く10段階から13段階に変えたという認識でした。私の記憶では2015年辺りですね。でしたけれども、昨年度、2024年度に国基準が13段階となりました。この表の右の下の囲みのところに書いてありますけれども、第8期と比較して、真ん中辺り、国基準の段階が9段階から13段階へ増えているとなっております。ですから、国は9だったものを13に上げたということです。ですから、この13段階というところが国基準になってしまいましたので、ほかの愛知県全体を見ても、この13段階というのがもう最低ラインになっちゃっています。そういう状況です。それがこの表から読み取れます。

ですから、犬山市を含めて13段階のところは数自治体ありますのと、それから一番細かく段階をしているのが、27番の高浜市で20段階となっております。ほかのところ、近隣を見ますと、18番の江南市や28番の岩倉市などは16段階というふうになっております。

それから、この第1段階、第2段階、第3段階というページの左のところを見てくださいと、その倍率などが載っております。今の段階をできるだけ細かくすることと、それからこの低所得者の方たち、第1段階から第3段階の方たちの倍率については、今、犬山市は第2段階の0.4というのが、これは国基準よりも充実しているものですが、第1段階、第3段階というのは、これは国基準だというふうに思っています。ですから、この第1段階の0.285というところも、刈谷市ですと0.185と、36番のみよし市は0.175という形で下げられています。低所得者の人たちにとっては、この倍率を下げることによって、さらに安くなるということになってきております。

そこで、質問をいたします。

要旨の1です。現行の保険料の段階13段階は、国基準となった。段階を増やすとともに、低所得者の保険料の倍率を引き下げられないかということでございます。

今もお話ししましたように、段階自体としては、13段階が国基準ということで、この近隣の江南市、岩倉市も16段階としております。ですから、犬山市も段階を例えば16段階というように増やせないでしょうか。

また、先ほども倍率の話ですけれども、第1段階から第3段階の低所得者の保険料の倍率を引き下げられないでしょうか、お示しいただきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、岡村議員のご質問にお答えをいたします。

議員お尋ねのいわゆる所得段階の細分化と、低所得者層の保険料率の引下げは3年ごとに策定をする介護保険事業計画の中で、介護保険料の基準額などと合わせて定めるもので、国の制度の在り方、議員も国基準というふうにおっしゃいましたけれども、そういったところに左右されます。

現在の計画の期間は、令和8年度末、来年度までというふうになっておりまして、現在は次の計画、令和9年度以降の計画の策定に先立つ実態調査を実施しております。ご指摘の計画の内容など具体的な検討というのは、来年度実施する予定としております。

なお、検討に際しましては、現在の計画と同様に、市民の皆様の介護保険料負担ということが必要最低限に抑えるために、市民の方々の介護サービスの利用状況というものをしっかりと分析をしながら、国の制度の在り方であったり、市民ニーズ、事業者の動向、こういったことを考慮しながら、過不足のない適正な負担水準というものを見極めてまいりたいというふうに思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 見極めてということですがけれども、私が示したこの資料の中では、かつては犬山市も先端を走っておったわけですがけれども、こういった国基準が変わることによって、ほかのところもどんどんやっていくということですので、そういった状況をきちんと受け止めていただきたいと思います。

では、次に行きます。要旨の2、訪問介護事業所の現状と支援についてです。

資料の1の②をご覧ください。これはしんぶん赤旗の今年の12月4日の記事です。ほかの一般新聞でもこれは書かれておりましたけれども、「訪問介護事業者倒産最多を更新」ということです。

訪問介護を主に行う事業者の倒産件数が、今年、過去最多を更新したことが、東京商工リサーチの調査で分かりました。11月末時点の倒産件数が85件で、昨年1年間の件数81件を上回りましたとあります。

左のところに倒産件数のグラフがあるんですけども、2006年からずっと、2006年は12件だったものが、ずっと増えていき、特に2015年以降はいきなり29件から50件近くということとで、さらに年を追うごとに倒産件数が増えて、現在のところ最終では85件というふうになってしまったということとです。

国のほうが在宅医療を推奨しているにもかかわらず、やはりこの大きな原因というのは、国の介護報酬の引下げだとか、そういったことによることが大きいと私は思っております。

それで、全国的なこういった倒産の状況を踏まえて、この近隣市町の状況も非常に心配しているんですけども、そういった状況を踏まえまして質問をさせていただきます。

質問としましては、犬山市内の訪問介護事業所の現状です。事業所数とか、それからサービス利用件数はどうなっているのか。

2点目といたしまして、全国ではこういった訪問介護事業所が経営難に陥っている中で、支援に乗り出す自治体がありますけれども、犬山市も実態調査をした上で支援をするべきではないかと思いますがいかがでしょうか、答弁をお願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず、当市の訪問介護事業所の現状ですが、令和7年11月末時点では、市内には14の事業所がありまして、昨年度の同じ時期に比べまして1事業所の増ということになっております。次に、令和7年度のちょっと9月までということになるんですが、サービスの利用件数といたしましては3,388件で、昨年度の同じ期間と比べまして68件の微増ということになっております。

議員ご指摘のように、国の報酬改定の影響などによって、一部の報道では訪問介護事業所の苦しい経営状況というものが取り上げられることがあるということは承知をしておりますが、当市では常日頃、事業者と情報交換というのを行ってございまして、そういったことから改めてご指摘の実態調査ということを行う予定はありませんし、また現在までにそういった情報交換の中で、事業所から報道にあるような窮状というか、困ってるよというようなお話は寄せられておりませんので、また市民への介護サービスの提供に特段の問題が生じているということは認められない点から、現時点では訪問介護事業所への支援を行うという考えはありません。

むしろ将来的には経営という点よりも、担い手、ヘルパーの確保が難しくなるということが危惧されますので、引き続き需要と供給というものを注視しつつ、安定した制度の運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 答弁ありがとうございます。この地域ではそんなに窮状に陥っているところはないという答弁でしたけれども、しかしながら、だからといって安心だよということにはならないと思います。

それで、他の自治体の例を見ますと、この支援に乗り出したという自治体は東京都の世田谷区なんかでは、訪問介護事業所には1事業所当たり88万円を支給だとか。それから、新潟県の村上市は、ガソリン代の高騰に対応して、燃料費支援金などの上乗せを実施ということがあります。また、東京では、こういったヘルパーさんたちが自転車で活動するものから、この夏の暑いときなんかは熱中症対策費として、1事業所当たり200万円とか、そういった支援をしているということも聞いておりますので、そういったことも東京とはちょっと予算規模が違い過ぎますけれども、しかしながら、そういった支援をしているところで、ご理解いただきたいと思います。

では、次の件名に行きます。2件目、屋内型キッズスペースについてです。

資料の2をご覧ください。これは11月21日に全員協議会の場で示された資料になります。子ども屋内遊戯施設イメージパースについてということで、様々なきれいな絵が出てきております。全体のところと、それから①から⑨までのこの矢印に沿って見たときの絵が書かれているんですけども、これを見ていても、ふわっとしたイメージは湧くんですけども、これはどこが入り口で、どういう部屋割りになっていて、どこで小さいお子さんとか、大きいお子さんとか遊ぶところなんだろう、走るところなんだろうというのがやっぱり分からな

いんですよね。そういった印象を持ちました。

それとあと、スケジュールなんですけれども、以前の4月臨時会から9月議会を経まして、だんだんスケジュールが遅れていってるように思います。9月議会では9月の中旬に基本設計、10月末に実施設計で、11月から工事ということになってはいますが、そういったちよっといろいろな心配事がありますので、お聞きしたいと思います。

要旨の1、進捗状況についてです。

今もお話ししましたが、事業のスケジュールというのはどのようになっているでしょうか。

2点目として、事前の想定と現状で何か変えたことはあったのでしょうか。

3点目として、やはり私はいろんな市民の方とお話をしている、今、ヨシヅヤの中で部屋を仕切っていますので、そういった何かされるんだろうなというのは分かっているんですけども、何が造られるんだろうか、どうなっているのかということが、皆さんやっぱり知らない方が圧倒的に多いので、やっぱり市民への周知、これも大事だと思いますので、それはどのようにしていくのか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

9月定例議会の全員協議会資料でお示しをしたスケジュールに対しては、設計図書の完成が遅れたことから、設計の完了が11月となりましたが、そのほかの変更は生じていません。

設計を行っていた中で、当初に想定していたものと大きく変わったところとしては、一つは遊戯施設のシンボルである犬のオブジェ、尻尾が滑り台になる予定ですが、この位置をずらしました。

シンボル遊具となることから、よりオブジェの高さを出したい。大きくしたいと考え、天井のかさ上げを行おうとした際に、天井裏の排気ダクトの位置の関係で、当初想定していた場所では天井のかさ上げができなかったことから、天井のかさ上げが可能な場所へ位置を変更したものです。

もう一つは、トイレエリア全体の床を少し上げました。これはヨシヅヤの既設の污水管へつなぐ勾配を確保するために必要となったものです。

続いて、市民への周知についてですが、工事が進んでいくことで、徐々に完成後がイメージできるような写真が撮影できると考えておりますので、市のLINEやホームページなどでそれらの写真を掲載し、進捗をお知らせするとともに、遊戯施設の周知に努めていきたいと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 実際のところで変えた部分ですとか、市民への周知というのは理解しましたけれども、やっぱりスケジュールのところですね。もう今12月に入りましたけれども、やはり工事は遅れ気味ではないかと思っているんですけれども、その遅れている理由というのは何でしょうか、再質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

4月臨時議会で、工事請負契約の締結についての議決をお願いしたときには、10月の工事開始を予定していましたが。その後、事業者による現場の確認や、市と事業者の打合せの中で、設計業務により時間をかけたほうがよいとの提案を受け、スケジュールを調整し、工事の開始を11月に遅らせました。

工事の開始を一月遅らせましたが、その間にもヨシヅヤ側が指定する工事業者との調整等を行うなど、工事着手後に遅れが生じないような段取りを進めてきました。そのため、スケジュール調整後に工程の遅れ等は生じていませんので、予定どおり2月末には工事が完了する予定です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） DBO方式というのは、設計から建設、その後まで見通してやれるというところで、メリットとして、工期が短縮するというのがあったと思うんですけども、設計に時間をかけたほうが良いという提案でということでしたので、そういったメリットが活かされていないのかなというふうに感じました。

以上です。

それで、要旨の2です。仕様書、図面は示すべきではないかということなんですけれども、先ほどもお話ししましたけれど、今12月でして、来年ですね、令和8年4月にはオープンしたいということなんですけれども、今の段階でもどんな施設ができるのかということ、やはりもっと具体的に示してもらわないといけないと思います。イメージパースでは不十分ですし、そういった必要があると思います。

それと、設計から建設で4億5,000万円も使うわけですから、そういったことも含めて、市民に具体的な、こういう施設を造るんですよというところをきちんと説明する必要があると思います。

そこで、質問いたします。

今もお話ししましたように、市民にきちんとそういった具体的にこういう施設を造るという仕様書、または図面、それを示してほしいのですけれども、いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

仕様書というのは業務を発注するに当たり、何を造るのかという満たすべき機能、性能、特性などの要求を示したものになります。この子ども屋内遊戯施設については、プロポーザルで受注者を募集しています。

その際に、市の要求を示したものは要求水準書になります。そのため、一般的に仕様書と言われるものは、この事業については、要求水準書が代替りのものとなります。また、図面

については、さきの全員協議会でお示しをした全体鳥瞰図が分かりやすいのではないかと考えています。

ただ、全員協議会資料の画像は、その他のイメージパースのカメラ位置を示す矢印等が記載されていることから、全体イメージが分かりにくくはなっています。そのため、市のホームページでは、カメラ位置を示す矢印等は削除した全体の鳥瞰図を掲載しました。

設計業務の中で作成する図面というものは、公開することはできますが、工事のための図面であって、決して市民の皆さんにとっては分かりやすいものではないと考えています。今回については、イメージパースなどを作成しましたので、図面ではなく、ぱっと見てイメージしやすいものを、今後も市ホームページなどを活用して、広く公開していきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） とても納得できない答弁でした。要求水準書、私も見てみました。

このぐらいの厚さがあるものなんですけれども、これはやはりプロポーザルをするときに、犬山市でこういったものを造りたいからいろんな提案をしてくださいということが書かれているので、コンセプトについても走る・触れる・考える、そういった楽しいキッズスペースのそういったのを提案してくださいということですし、ですから、料金だとかそういった数字のものは具体的に書かれているものもありますが、とてもこのプロポーザルをする前につくった文書が仕様書に当たるというのはちょっと納得できないです。

再質問させていただきます。

やはりこの要求水準書では、あくまでもこういった提案をしてくださいねというものなので、数字のところもありますが、曖昧な表現も多く、これを見て、公開されているからといってこれを読んで、市民は完成のイメージをととてもじゃないけど持てないです。ですから、最低限の指標を示すことが必要ではないでしょうか。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、仕様書というものは、業務を発注するに当たり、何を造るのかという満たすべき機能、性能、特性などの要求を示したものになります。プロポーザル方式では、発注者の求めるものを要求水準書として示し、それを上回る提案を求め、その提案を審査し、契約を行うものです。そのため、最低限の仕様を示すものが要求水準書となり、新たに仕様書のようなものを策定する考えはありません。

また、要求水準書であっても、仕様書であっても、これらの書類はその業務を受注しようとする事業者が読み込むことを前提に作成されている書類であって、それらを見て、完成イメージを容易に想像できるようなものではありません。

先ほどもお答えしましたが、市民にとってイメージしやすいものというのは、そのような書類ではなく、絵や写真であると考えますので、今後、工事過程の写真等を公開していきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） そういう仕様書のようなものはつくる考えはないということでしたけれども、これまでも子ども未来園ですとか、それから犬山市体育館などを建設するときには、やはり図面は示されてきました。それらは市がつくったものですが、ただ、今回も子育て支援としてやるわけですが。民間の力を借りてということですが、そうなるやうともう全然そういった図面とか示されないというのはおかしいですよ。

イメージパースでは、どこが入り口で、どういう間取りになっていてということが分かりません。トイレなんかもどこの位置についていて、何基造られるのか、そういったことが分かりません。ですから、ぜひそういったことは市民にきちんと説明できるものでないと納得されないと思います。そういったことを厳しく指摘させていただきます。

では、要旨の3です。リスクへの対応についてです。

完成した暁には、うまくいくといいなどは思っておりますけれども、この施設が有料であったり、いろいろなことがありますので、やはりいろいろなリスク、それとこの近隣の大口町などでも、民間の子どもの遊び場ですが、撤退したという事例も既にあります。

ですから、そういったリスクについても、今からきちんと考えていく必要があると思っております。この標準書を見ましても、リスクの分担というのを、市とそして事業者が行うというふうにされております。

そこで、質問をいたします。子どもたちの遊び場というのはとても大切だと私も認識しておりますけれども、指定管理者が途中で撤退となった場合には、どのように対応されていく予定なのかお示ししたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども屋内遊戯施設については、指定管理者による管理を前提として事業を進めており、指定管理者の指定についても、さきの9月定例議会でお認めをいただきました。議員がリスクと言われる指定管理者の指定期間内での撤退については、基本的にはないものと考えています。しかし、指定管理者、株式会社フレーベル館が撤退することとなった場合には、その時点で対応を検討することとなりますが、別の事業者へ管理を委託する、市が直営で運営をするなどの手法が考えられます。

子どもたちが安全に遊べる子ども屋内遊戯施設は必要な施設であると考えていますので、何かしらの手法で運営は継続していきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） そういうことはないほうがもちろんいいわけですが、しかしながら、きちんとそういったことも考えておく必要があるとは思っております。

再質問させていただきます。

今もそういった場合には協議の上、決めていく、それは当然だと思うんですが、そういった撤退時の条件などはどのようにしているのか。また、そうなるやうにやっぱり私も市

が引き継ぐことになると思われまはすけれども、そういったシミュレーションがされているのか。

また、3点目として、事業者の財務状況の審査というのは行っていくのか、お示しいたきたいと思ひます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

指定管理者の撤退時の条件というものについては、撤退しようとする理由、そのときの状況によって変わっていくかと考えていますので、協議の上、決定するものと考えています。そのため、市が引き継ぐケースのシミュレーションは行っていませんし、行う予定もありません。

次に、事業者の財務状況の審査ですが、指定管理者の選定に当たっては、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例において手續が定められており、選定の基準として、指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであることを定めています。

子ども屋内遊戯施設においても、当然この条例に基づいて手續を進めており、公の施設指定管理者選定審議会において、事業者の経営状況が健全であり、管理運営を安定して行う経営基盤を有しているかという審査項目を設けて審査をしています。

また、今後につきましても、指定管理者の決算が確定した後、速やかに財務諸表等を提出をいただく予定としております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 事業自体がうまくいくということを期待しておりますけれども、しかしながら、やはりこういった字句についてはきちんと考えていく必要があるということを目指をいたします。

では、次の件名に移ります。3件目、大手門枡形跡（犬山市福社会館跡地の整備について）です。

資料の3をご覧ください。これは歴史まちづくり課がつくっていただいた説明会のときの資料になります。史跡犬山城跡の整備についてということで、全体のことが書かれておひまして、この大手門枡形跡のところは、上の2つ目の四角のところに細かく書かれておひます。そして、下のほうは全体の地図が書かれておひまして、南の西側のエリアですね、ここが福社会館がかつて建っていたというところで、もう遺構がなかなか出ないところなのでということで、ここに便益施設を造ろうということでした。

そして、裏面に行っていただきますと、その具体的なところが書かれておひます。便益施設の機能だとか、トイレ機能と、それから休憩所機能、そして展示機能、その他の機能ということで書かれておひます。そういったことを踏まえまして、質問をさせていただきます。

要旨の1、便益施設の整備におけるプロポーザル方式についてです。

この便益施設、さっきもお話ししましたけれども、私はなぜプロポーザルをやったのかな

と、ちょっと不思議だったんです。施設自体が小さいということと、もちろんここは史跡指定のところだということは理解していますが、トイレと休憩所とその他ということなので、それで、何でプロポーザルをやったのかなということが非常に疑問でした。ですから質問させていただきます。

この公募型プロポーザル方式に決定した経緯について、どのような検討がなされ、どのような理由でプロポーザルを行うことになったのか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

大手門枳形跡、犬山市福祉会館跡地の整備は、史跡犬山城跡の整備の一つであり、天守だけでなく、犬山城全体の価値を高めていくものです。

史跡整備に当たり、正面玄関である福祉会館跡地を犬山城入り口ゾーンと位置づけ、その中で必要な機能として、史跡指定地内に便益施設を建設することについて、文化庁と協議を重ね、犬山城管理委員会や犬山城調査整備委員会で審議しました。

便益施設の建設に当たっては、遺構の保護や周辺景観への影響など、史跡に対する最大限の配慮が必要であり、建物の規模は必要最低限に抑えなければならないという条件があります。

このような条件の下、ここに建設する便益施設の基本設計業務については、1、周辺が都市化された史跡指定地という特殊な環境下において、堀や土塁の遺構表示を主体とした史跡整備内容及び周辺景観と調和した便益施設を設計する必要があること、デザインにおいて高度な発想力が求められること。2、建設予定地で、地下遺構が確認された場合には、遺構の保護を図りつつ、バリアフリーや来訪者の利便性を確保して設計する必要があること。3、史跡指定地内での建設であり、施設の規模が必要最小限に制限される中で、必要な機能を果たすことができるよう、スペース効率の高い設計を行う必要があること、という3つの理由により、高度な発想力や設計能力、豊富な経験が必要であることから、公募型プロポーザル方式で受注候補者を選定するのが適切であると判断をいたしました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 史跡指定の場所であること、そして文化庁と様々やり取りしていることはもちろん分かっています。ですけれども、だからといってプロポーザルは、やはりちょっとまだ納得いかないです。

再質問させていただきます。

便益施設の面積は144平米以下、鉄骨造または木造の平屋建てでの条件です。また、内容はトイレと休憩所、展示のエリア、そういった施設を造るのに、本当にプロポーザル方式は必要だったのか。以前、山田元市長の時代には、ここにガイダンス施設を造るということが言われていましたけども、今はそれが取り払われた状況ですので、本当に必要だったのか。

それと、私が強く思うのは、これは市の職員が直営で設計することが、もちろんできると思っていますけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおり、史跡整備により、犬山城の価値を高めることが目的である史跡犬山城跡整備事業の中で、便益施設の基本設計業務は、高度な発想力や設計能力、豊富な経験が必要な業務であるため、市職員が設計するのではなく、プロポーザル方式による専門的なノウハウを持った受注候補者の選定が適切であったと考えます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、再々質問させていただきます。

では、そのプロポーザルの結果を公表してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。やはり市民に説明できるプロポーザルでなければ駄目だと思います。その辺、どうお考えでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

プロポーザルの実施に当たっては、市の附属機関である犬山市プロポーザル審査会を組織し、7月3日に開催した第1回委員会で、犬山市附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン第8条第1項第3号に基づき、委員会運営に支障を来すおそれがあることを考慮し、会議を非公開とすることを決定し、実施要領、審査基準などを決めました。

そして、プロポーザル審査では、非公開であることを前提に、委員から自由かつ率直な意見、質疑等が出され、受注候補者の選定が行われました。

選定結果につきましては、提案者数、決定された受注候補者名、次順位受注候補者名を公表することを、実施要領で決めましたので、その内容を市ホームページで公表しており、その他については公表する予定はございません。

なお、プロポーザルの目的、決定のプロセス、選定された提案の趣旨については、分かりやすく伝わるよう、ホームページを通じて情報発信に取り組んでいるとともに、今後の進捗状況もポイントポイントで周知することで、今回の史跡整備に関心を寄せてもらうよう進めてまいります。

また、プロポーザル方式における事業者選定情報を市民に分かりやすくお伝えすることについては、令和7年6月議会での小川議員の一般質問に対して、経営部長から答弁させていただいているとおり、現在、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱の改正に向けた研究を行っているところですので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 今年度中にこのプロポーザルの方式については見直していくということは、承知していますけれども、もっとスピード感を持ってやらないと、今年度いっぱいということ、まだ今も出てきていません。この間にそうやって今までの規定だからとい

って、こういった形でプロポーザルをやり、非公開だといって、なぜこの事業者に決まったかが市民に説明できない、こういうことは本当に避けるべきだと私は思います。

次に行きます。要旨の2です。失礼しました。一言だけ。

プロポーザルで公開の先行例というのがあります。茨城県の常総市、審査結果や選定の過程をウェブ上で公開、そういったこと、それから質疑応答などもそういったプロポーザルのスケジュールだとかいろいろなことについても、公開しているという事例がありますので、ぜひ研究してほしいと思います。

では、次の要旨の2、便益施設の建設の詳細についてです。時間も迫ってきたので質問にすぐに移りたいと思います。

まず、どのような施設を建設するのか、またスケジュールに、令和7年度基本設計、令和8年度実施設計とありますけれども、実施設計に1年もかかるのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

現在、基本設計を行っている便益施設は、犬山市福祉会館跡地の南西側で、かつては犬山城の大手口があった場所に建設します。

受注者からの提案コンセプトは、当時から街中の貴重な公共場所として活用されていたと考えられる大手口に、城下町と日常生活をつなぐ縁側のような存在として、多様な人々が自然に集い、休憩や交流を通じて地域の記憶と現在を重ね合わせる場を目指し、記憶と暮らしが連続する新たな公共空間を生み出すというものです。

大手口の地面の一部をせり上げ、その下にトイレなど必要な機能を収めることで、建物の存在感を最低限に抑えつつ、屋上を活用し、主役である史跡を俯瞰できるようにすることで、来訪者の史跡に対する興味・関心を引き出し、理解を促すことが期待できる内容となっています。

このような考え方にに基づき、建物のボリューム感を抑えるよう、鉄骨造りの平屋建てで陸屋根とし、壁面の一部をガラス張りにする計画で進めています。

盛り込む機能は、史跡犬山城跡整備基本計画に基づき、犬山城見学に必要なトイレ、休憩所、展示などの機能を予定しています。

1つ目のトイレ機能は、親子連れ、高齢者、車椅子利用者、地元にお住まいの方など様々な方を想定し、男女トイレのほか、誰もが利用しやすい多機能トイレを設け、使いやすく清潔で安心してご利用いただけるものとしします。

また、ベビーチェア、おむつ替え台、介助用ベッド、オストメイト設備などの設置も検討しています。

2つ目の休憩所機能は、天候に応じて、スポット的に休める空間として、犬山城見学の方だけでなく、周辺にお住まいの方の日常的な憩いの場として使える空間を創出します。

室内外にベンチを設置し、堀や土塁の立体展示や壁面展示を見学できるようにします。ま

た、この場所から北を望むと土塁越しに犬山城天守を望み、往時の様子に思いをはせ、今と昔をつなぐ記憶の中継点となることを期待しています。

3つ目の展示機能は、訪れた方に分かりやすく犬山城の魅力を伝えるため、パネルや映像による展示、触れる立体模型の設置、床面を利用した絵図の展示などを検討しています。

その他、授乳室や多目的室の設置も検討しており、ボランティアガイドの方の待機場所としての活用も期待しています。

次に、来年度予定している実施設計につきましては、便益施設だけでなく、屋外の土塁や堀の遺構表示、解説板の設置などの施設整備の設計が含まれており、全体を調整しながら、丁寧かつ慎重に進めるため、1年程度は必要と考えます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、再質問させていただきます。

今、るる述べていただきましたけれども、トイレについては、やはり多くの方が、特に女性の行列ができるということもありますので、トイレについてはどのぐらい造る予定なのか、女子トイレを、男子トイレよりも多くするなどの配慮はあるのか。

また、イメージ図では、近代的な建物になっていますけれども、景観条例との整合性は取れるのか。

また、説明会では階段で屋上に上がって眺めることができるようにするということですが、足腰が弱くなって階段で上がれないような高齢者の方や、車椅子の障害者の方への配慮はあるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

便益施設に設置するトイレにつきましては、限られたスペースの中で、男女比に配慮した便器数となるよう検討しているところです。

次に、犬山市景観条例との整合性についてお答えします。

便益施設は、史跡犬山城跡整備事業の一環として建設するものであり、かつての大手口には建物がなく、広場的な空間として利用されていた場所に当たります。このことを踏まえた上で、文化庁との協議を重ね、便益施設の必要性を理解していただいた上で、この場所での設置を計画することができました。

計画に当たっては、切り妻屋根などの伝統的な様式の施設を建てると、もともとそのような建物があつたかのように誤解されるおそれがあり、誤解を避けるために、あえて近代的なデザインにすることもあり得るとのことや、建物の見た目のボリューム感をできる限り抑える工夫をするようにとのご意見もいただいています。

したがって、建物の形状やガラス面を設けてボリューム感を抑えるデザインなどは、文化庁の指導に沿った内容となっています。

今回の案件は、史跡指定地に建設する便益施設という用途を鑑みて、犬山市景観条例の、市長が公益上必要なもので、用途上または構造上やむを得ないと認めるものについては、景

観計画への適合に関する規定を適用しないというために該当するものと考えています。

現在、基本設計と並行して、犬山市景観条例の所管課である都市計画課との協議も始めており、今後、必要に応じて、犬山市景観審議会とも調整してまいります。

最後に、屋上テラスの活用につきましては、エレベーターや階段昇降機、スロープなどの設備について、運用面も含めて検討しており、文化庁をはじめ関係機関と引き続き協議を行いながら、史跡の保存と景観への影響を抑えつつ、効果的な方法を検討しているところです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） では、4件目に移ります。食料支援についてです。

せんだって日本共産党犬山市議団で、広島県の尾道市に視察に行ってきました。メインのテーマは、子どもの居場所づくりということでしたけれども、そのときに、この食料支援についても学んできたものですから、今日質問させていただきたいと思います。

資料の4をご覧ください。この尾道市では、社会福祉協議会が運営主体となり、生活困窮者などを対象に食料支援を実施しております。この社会福祉協議会の一室に、大型冷蔵庫や冷凍庫などのパントリー、食品や日用品の倉庫という意味なんですけれども、そういったものを設置して、市民や企業から寄附された食料品や日用品を保管しております。

事前登録した世帯にIDを付与して、対象世帯は自由にその部屋の利用と食料品や日用品の提供が受けられるものです。写真を見ていただきますと、この奥の棚のところなんですけれども、こういった缶詰が並んでいたり、それから別の棚にはお菓子コーナーがあって、1回何個までという文字も書いてあったりして、非常にこれ子どもたちが喜ぶような、そういった棚もありました。

また、ここの一室というのは無人の部屋で、電子ロックをデータベースで管理、それから、専用アプリで情報発信ですね、利用者はこの食品の在庫情報だとかを、そういったアプリを通じて知ることができるという、そういったシステムを導入されておりました。

そこで、質問いたします。

犬山市におけるこういった生活困窮者に対する食料支援の状況はどういった様子ですか。

2つ目は、このまちかどフードパントリー尾道のような取組ができないのか、お示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

当市では、生活にお困りの方への食料支援、こちらは犬山市社会福祉協議会がフードバンク事業者である認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋というところと連携をして実施をいただいています。支援の内容は、1世帯につき3回まで、約3週間分の食料品を最短でご相談をいただいた翌日に郵送させていただくというもので、令和6年度の実績としましては69件となっております。

また、当市ではこの取組に対しまして、フードロスを削減するという観点から、市民の皆様のご家庭で余剰になった食料品というものをこの法人にお送りするというような協力を行

っております。

議員からご紹介をいただきました、尾道市のようなパントリー方式というのは、安定した食料品の確保であったり、衛生管理といった点はもとより、支援を必要とする方に確実に行き渡るのかと、課題も考えられますし、先ほど申し上げたフードバンクを活用する現在の取組が有効に機能しているというふうに考えておりますので、現時点では当市でパントリー方式を実施する必要はないと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。

犬山市でも一定やっているなということは分かっておったわけですがけれども、具体的などころを知ることができました。

ただし、この尾道市のようなパントリー方式、どのいろいろな方式がありますけれども、それぞれいいところ、様々な課題があると思いますので、犬山市も様々なところで研究しながら考えていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。清風会です。よろしくお願いいたします。今回は2件質問させていただきます。

最初の1件目、こども真ん中の学校適正規模・適正配置について伺います。

よく出る話題、犬山ではあまり政治的には触れられてこなかった統廃合という言葉が、よく他市町で使われますが、ここではその言葉は使いません。あくまで適正配置・適正規模ということです。

これは学校と学級、両方に言えることですが、民生文教委員会に3年間所属させていただきました。学校訪問を3年間継続して行かせていただきました。やっぱり全学校を見ると、いろいろなことが俯瞰して見えてくるところがあって、特に授業づくりについては、も

う各先生方、本当に一生懸命取り組んでおられて、それを校長がしっかりマネジメントしているところを本当につぶさに見させていただきました。もう別に何の不満もないです。本当に一生懸命やっただけです。

ただ、その中で、小規模校については、一生懸命やっただけでいるんだけど、本当にこれでいいのかなという心配が出てきております、私の中にですけども。というのは、グループ学習ってやっぱり効果的だと思うんですけども、そのグループ学習をいろいろ工夫して取り組んでおられる先生も、規模の大きい学校の中でいらっしやって、やっぱり見てもこの授業はすばらしいなということがよくありました。

ただ、小規模校ではあまりにも人数が少ない、極端な例ですけども、一つの学級では、先生1人に対して児童が1人というところもあります。だから、それを見ていると、そういう授業を受けられない子のために、本当にいいのかなということがどうしても拭えないので、今回質問させていただくんですけども、最初の要旨1の質問ですけども、素朴な質問です。何のため、誰のために学校を残すのか。

今、市長も教育長も、今の既存の小学校は中学校は残すということを明言されています。だから別に、何かその統廃合とかが議論になっているわけでは全くないんですけども、ただ、今、学校を残すということは誰のためなのか。よく出た話は、犬山の学校は地域とともにあるということを、特に石田元市長の頃からずっと聞いていました。その方針はいまだに変わっていないと思います。これ別に否定するわけではありませんが、ただ、地域のために学校を残す。でもそれが本当に子どものためになっているのかということが、やや心配になってきました。

だから、ここで伺いたいと思います。

今回の質問に関しても、政治論とか財政論は一切抜きにして、教育論として、ぜひ答弁をいただけたらと思っています。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では、多様な規模の学校が、それぞれの特徴を生かした学校経営を行いながら、多様な学びを提供しています。小規模校という言葉を使う場合、文部科学省による総児童数による定義はなく、適正規模として12から18学級が示されており、この標準よりも少ない6から11学級の数の学校を小規模校、特に学級数の少ない1から5学級の学校を過小規模校と呼びます。

これまで、小規模校であっても、統廃合については行わないと市長が表明しており、令和6年9月議会における玉置議員の一般質問でも、子どもの人数や財政的な理由で統廃合することは考えない。理由として、小規模校は魅力的な自然豊かな立地環境であり、子どもにとっても地域にとっても大切な場所になっていることと答弁しています。

このことは、地域で愛される学校に、その地域の子どもたちが通うということが、子どもたちの学び、成長にとって大きなプラスであると考えているということです。

また、市長は、小規模な学校を維持することはコスト面では大きなものであると理解した上で、子どもたちの未来の投資であり、犬山の子どもたちの成長支援につながるものとして、繰り返し述べているところです。

以上のことから、小規模な学校を維持していくということは、そこで学ぶ子どもたちのためであると考えているところです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

これ、じゃあ、地域のためではないんですね。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名をいただいているんですが、私のほうから答弁をさせていただきます。

子どもたちの暮らしの場が家庭、子どもたちの学びの場が学校、子どもたちの遊びの場が地域かなというふうに思っています。子どもたちは家庭、学校、地域で育って、やがて大人になり、学校や地域を支える貴重な存在となっていくわけであります。私は子どもと学校と地域の関係を断ち切ってはならない。もし、地域に学校がなくなってしまうとしたら、恐らくその地域に子どもの姿が見られなくなると思うんですね。

これまでも全国各地で統廃合が進んでいくんですけども、学校を畳んでしまった地域というのは、だんだん衰退をしていくという事例をよく見かけております。ですから、この地域と学校と子どもというのは、切り離せないんです。ですから、先ほどの久世議員の話で、地域のためじゃなくて子どものためかという話があった。その地域に育つ子どものために学校は残しておくべきだというふうに思っています。

毎年、厄祭を迎えられる方々がお集まりになって、地元の小中学校に寄附をしていただいているんです。恐らく、小中学校で学んだ感謝の気持ちを形として表されていると思うんですけども、これも地域に学校があるから、その学校のために何かをしたいという思いがあるから、そういった行為をしていただいているものだというふうに私は理解をしております。以上であります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。別に否定するものでも僕も全くなくて、地域のことと子どものことは切り離せないということですね。やっぱり一定程度、地域への配慮というものが入ってきているということだと思います。

要旨2の質問に移ります。適正な学級の人数を伺いたいと思います。

これは学校訪問の中で意見交換で、教育委員さんと校長と教育長と、あと我々議員もオプザーバーというか参加させていただいて、よく話を聞いていて、いろんな規模の学校に行って、いろんな学習の形態を見るところで、適正な人数ってどれぐらいなんだろうねという雑談したこともありました。

30人以上のクラスを見て、例えば35人程度のクラスを見ると、やっぱりちょっと多いよね

と。教室の広さとか机の高さとかを見て、もうちょっと少ないほうがいいよね。それよりも少ない学校にいと、もうちょっといたほうがいいよねということがあったんですけども、これは教育長に伺いたいんですが、別に部長でも大丈夫だけど、適正な授業、学習環境、成長環境を確保するために、適正な人数というのは何人なのでしょう。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

国の1クラス当たりの人数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって上限が定められており、小学校は国の基準においても、令和7年度から全ての学年で35人となっています。

そうした国の流れとは別に、犬山市においては、独自に少人数学級編制を行っているのはご承知のとおりで、平成15年度から市内小中学校において独自に市費負担教員や非常勤講師を配置することで実現しています。

当市におきましては、学校現場と教育委員会の協議により、30人から35人が適正な学級の人数であるとの判断により、少人数学級を実施し、そのための人材の配置にも努めてきたところです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 規定上はそうでしょうね。でも、本当に教育論ど真ん中の話として、学級の数というの、僕はもっと少ないほうがいいかなと。20人程度がいいんじゃないかという話も、その意見交換の中で出たこともあったんですけども、教育長は何人が適正だと思いますでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 犬山は30人から35人という数字が出ていましたけれども、これは学校現場と教育委員会が協議を重ねて、一番適切な人数は何人かということで導き出した数字が30人から35人です。私が教員になった当時は、45人学級でありました。転入生が来るんですが、全部いただきました。多ければ多いほど、私は学級づくりに力になるというふうに思って、みんな受け入れていったんですけども、やっぱり一番何て言うんですか、教科、いろんな教科の学習があるんですけども、例えば音楽とか体育とか、合唱、合奏、あるいはゲーム等をやろうとするならば、そのぐらいの人数は必要なんですけれども、これについては、学級を二つを一つにしたりいろんな方法はあると思うんです。

ですから、やっぱり学校現場の経験値と言いますか、30人から35人という人数が一番適切かなと。ただし、だったら小規模校はどうなんだという議論になっていってしまうのは、この数字が、何の数字かというふうになってしまいますので、小規模校は別として通常の規模の学校であれば30人から35人が適切であろうというふうに考えています。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 不満です。再々質問ですけども、その教育する授業の環境として一番何が、どれぐらいの人数がいいかということを知りたいんですよ。少人数授業ってどうなんでしょうか。30人から35人が適正だったら、少人数授業は必要ないじゃないですか。だから、少人数の授業が必要ということは、やっぱりそのほうが学習環境としていいから、これ市費でも多額のお金を出してやっているわけですよ。だから、やっぱり人数としてはもっと少ないほうがいいんじゃないですか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 答弁します。

犬山が少人数授業をやっているのは、算数、数学、英語、理科はTTですよ、限られた教科なんです。学校で学習する教科というのは、それ以外にも社会、理科、いろんな教科がありますので、そういったことを全てひっくるめたところで私は適切な人数だということでも申し上げたわけでありまして。

算数とか英語というのは、個々にきめ細かなあれが必要だと、たくさんの人数よりも小規模にして、きめ細かな指導ができるということで、少人数授業を実施してきたわけでありましてけれども、例えば小規模校で1対1という話がありましたよね。私は小規模校の教員はもっといろんな役割を果たすべきだと思っているんです。

学校というのは、多面的、多角的な見方、考え方、これを育て、最終的にあなたはどうしますかという判断を問う場だと思うんです。最終的に判断をするためには、そのためにこんな見方がある、こんな考え方がある、いろんな考え方があることを知った上で自分はこう思うんだという判断をする。

1対1であれば、子どもの考えを揺さぶるような先生の発問が僕は必要だと思うんです。恐らく子どもは一方的な見方をしていると思うんですが、本当にそう思うの、こんな考え方もあるよ、いろんな揺さぶりと言いますけれども、揺さぶり方があるんですけれども、そういう力を小規模校の先生方にはぜひつけていただきたい。1対1でもいろいろ見方や考え方があることを子どもたちに分からせた上で、最終的に判断できるような子どもたちを育てていくべきだというふうに考えています。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。ただ、答弁の中に、邪念とは言いませぬけれども、やっぱり行政的な都合とか、そういうものがやや見えるんですよ。小規模校は別という発言もありましたけれども、別じゃいかんと思うんですよ。小規模校だろうが、大きな規模の学校だろうが、犬山の子どもには全て最高の学習環境を用意するというのが目標じゃなきゃいけないと思います。

だから、この学校はこういう規模だから、この学校はこういう規模だから、地域のために必要だから、だから、この学校はこういう方式で何とか頑張っているけどもというこ

とじゃいかんと思うんですよ。一人一人に最高の学習環境を用意するということを目標に置いてほしいです、教育部局には。

行政の都合はこっちで考えればいいんで、それが分かれている意味だと思うんです。教育委員会と教育部局は一体化しなかったんです、法改正の中でも。だから、あくまで教育論、ど真ん中の最高の学習環境を用意するというので、教育委員会はぜひ考えていただきたい。

行政的なやつはこっちで話をすればいいと思うんで、ぜひ教育部局にそういう観点でやってほしいんですけども、そこで、要旨3の質問です。複式学級についてです。

今井小学校に学校訪問に伺った際に、立山町の教育長さんがたまたま違うこともあって一緒に訪問されて、その後の意見交換にも入っておられて、お話を伺うことができました。

立山町、どうしているんだろうというところで、教育長さんがお話をされたのが、基本的には立山も適正配置、適正規模の審議会をつくっていて、そこで基準を設けていると。そこで基準となっているのが、複式学級にしない程度の規模という基準を持っているということです。

犬山では小規模校はもう複式学級が当たり前になってしまっているような状況です。それに関して、文部科学省は原則やはり解消すべきものだということだったので、この複式学級というものについて、犬山市はどう考えているのでしょうか。適正だとお考えなんですか、お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

公立の小中学校において、複式学級による学級編制を行う場合の国の基準は、同学年の児童生徒だけでは学級が編制できないほど人数が少ない場合に適用され、具体的な人数としては1年生を含まない場合、2つの学年の合計人数が16人以下であれば、1つの複式学級となり、17人以上で単式学級となります。

1年生を含む場合、例えば1年生と2年生で1つの学級を編制する場合は、2つの学年の合計人数が8人以下であれば、1つの複式学級となり、9人以上で単式学級となります。愛知県では1年生を含まない場合は14人以下、1年生を含む場合は7人以下として独自の基準を設けていますが、当市においては、栗栖小学校と今井小学校が、この国・県の基準に該当し、複式学級を編制しています。

令和7年3月に開催された学校の適正規模、適正配置の在り方に関する文部科学省の会議資料において、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましいとされており、課題として、クラス替えができない、人間関係が固定化する、多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱、合奏が困難といった点が指摘されています。

本題の当市としての複式学級を将来的にどうすべきと考えているかという点ですが、先ほど答弁したとおり、小規模校を残していくということであり、すなわち、複式学級であるこ

とを理由に統廃合するという考えはありません。

複式学級には、児童生徒一人一人に教員の目が行き届きやすく、個々の状況に応じた丁寧な指導が行いやすいことと、常に上級生と下級生と一緒に過ごすため、異年齢同士の協力的な態度や、お互いを思いやる心を育みやすい環境であること、子どもたちが自分で学習を進める姿勢や、上級生が下級生の面倒を見ることで、リーダーシップが養われやすいこと、下の学年の児童が、上の学年の学習内容に触れることで、次学年の学習への見通しを持ったり、学びの発展性を意識したりすることができることといった、複式学級ならではの効果も期待できる場所です。

複式学級はもちろんよい点ばかりではなく、先に述べたようなデメリットも存在するわけですが、メリットを最大化し、デメリットを最小化するよう、日々取り組んでいるところで

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

通常の学級と複式学級とどちらがいいですか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 再質問にお答えをしたいと思います。

どちらがいいではなくて、それぞれによさがあると思うんですね。先ほど、立山町の教育長さんがおっしゃった。せめて複式学級を解消したい。あのとき私、申し上げたかったんですけども、なぜですかと、複式学級、確かにデメリットもあるんだけれども、こんないいところもあるのに、なぜそうお考えなんですかというふうに本当お尋ねをしたかったんです。でも、きっと気まずい思いしてお帰りにならないと思って、複式学級が、ただ単に2つの学年が1つの教室に入る、そして1人の先生が、2つの学年の子どもたちの段階の違う指導をする、これだけだったら多分不都合が起こると思うんです。

犬山はこの複式学級の中でも国語と算数の2教科については、市の非常勤講師を配置して、学年単独で授業ができるようにしているんです。そのほかの教科の学習についても、2年間で2年分のカリキュラムを作成して、子どもたちを2年間で育てていく、一つの区切りで、2年、2年、2年、そういった形で指導しているんですね。

この確かにメリット、デメリットはあるわけでありましてけれども、私はこの小学校の6年間の1学年の違いというのは非常に大きな違いだと思うんです。同じ内容を扱っても、やはり下の学年と上の学年といえ、理解の速度は幾分違うんですね。上の子が下の子に教える、下の子が上の子から教わる、こういった、単に学習をするだけではなくて、確かな学力を形成する上でも、豊かな心を育む上でも、この複式学級というのはそれなりの意味のある学級の形態だというふうに思っているところであります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） どっちがいいかという、あえて意地悪な質問をしましたが、ど

うちにもメリット・デメリットがあるということです。

ただ、複式学級がいいんだということで選んでいるわけではないと思います。あくまで一時的な妥協策としてやっているということだと思います。

その中でもメリットを最大限にするということは、現場の先生方も教育委員会も、もう本当に一生懸命やっていたらというの、ひしひしと学校訪問をしても感じますので、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

その上で、要旨4の質問からですが、ここから4、5、6は、学校を残すためにどうすればいいんだということを考えていきたいんですけども、本当に今のままではちょっとあまりにもやっぱり少な過ぎるんですね。だから、学習環境で1対1、1対2ぐらい、1対3というところが多いんですけども、やっぱりちょっと逃げ場がなかったり、ほかの子の様子を見れなかったり、これはちょっとどうなのかなということを思います。

学校を残すなら残すで、やっぱり努力しなきゃいけないと思うんですね。だからもっと人数を一時的でもいいから増やすということをやっている、いろんなタイプの子がいるんだよ、自分だけが分からないわけじゃないよ、自分が分かるんだったら教えてあげてねとかいうことをやっていくためには、もうちょっとやっぱり人数が必要だと思います。

その努力はやっていなければいけないので、ここで自分が思いついたものをここに列記してあるんですけども、まず1つ目、要旨4のところですが、学校選択制と小規模特認校、これは学区というものをやや崩すという意味です。

学校選択制というのは市内全部で選択できるというもの、小規模特認校というのは、小規模な学校に限定して、市内から希望のある子は通えるよという制度ですけども、この制度についてはどうお考えでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ただいま議員からもご案内ありましたが、まず、学校選択制は、居住している地域ごとに通学先が決まる指定校ではなく、通学区域外の学校への就学先を選択できるようにする制度です。小規模特認校制度は、学校選択制の中にも含まれる制度であり、地域全域で選択制が行われるのではなく、特定の小規模の学校において、その学校に通学を希望する児童生徒を受け入れる制度となっています。

当市においては、学校選択制、小規模特認校制度を導入してはませんが、市内在住の小中学生であれば、指定校以外の小中学校でも通学できるよう、柔軟に対応しているところです。

特に小規模特認校制度は、ある意味、小規模であることを特徴として押し出して、希望する児童生徒を増やそうという考え方として理解されますが、当市における小規模校は、通常規模の学校には適用が難しいけれど、小規模校であれば適用できるという子どもたちのための選択肢としても機能しており、今後も、個別のケースに柔軟に対応しながら、小規模校だからこその特徴を生かした、市としての教育施策を推進してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 質問としては要旨5で、山村留学、これは一時的ですね、何か月とか何年とかというところで、そこの学校に希望した方が市外からも来れるというものですが、これについてはいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

小規模校への効果としては、単純に児童数が増えることによって、学校規模の維持や拡大につながる可能性があること、新しい児童の転入によって、新しい人間関係や交流が生まれることによって活性化するといった効果が期待されます。

一方で、NPO全国山村留学協会によりますと、里親制度の山村留学で里親、教育委員会、学校等の連携がなく、里親独自の判断で不適切な指導が行われていた。全寮制の山村留学で専門的な指導員の配置がなく、体験活動があまり実施がされていなかった。家族留学制度において、地元住民が留学生やその家庭に理解を示さず、地域の中で孤立してしまったといったトラブル例が紹介されており、実現するためには、里親の確保をはじめ、地域の理解や協力が欠かせないことや、安易に児童を増やすことを目的化することなく、本来の教育的価値を高めるという目的であれば、意味のある取組であると考えています。

山村留学は一時的な児童数の増という点では効果があるものと考えますが、本市としましては、学校の維持のために外部からの児童を増やすということではなく、小規模校のメリットを最大化し、教育的価値を高めることで、山村留学も一つの方策として視野に入れつつ、地域の子どもたちに対する、よりよい学びの提供に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

どっちもやらんということですね。1つ目の小規模特認校については、特認校としてやってはいないけど、既存の学校にあまり適用できないという子については、相談に応じてやっている、その加入を認めているということですが、なぜその小規模校で今すごいすばらしいことをやっている、この学校にぜひ来てほしいということをなぜしないんですか。

だから、山村留学についても何かデメリットを挙げられましたけども、でも安易に数を増やすことなくというけど、先生とマンツーマン教育って本当にいいことなんですかね。学校訪問に行ったとき、皆さん、ああ、これはすばらしい光景だというふうには見てなかったです。これってちょっと子どもさんたち、きつくないかなとかいう状態で見ているんで、今の環境が本当にすばらしいとはちょっと思えないです。

だから、やっぱりもう少し人数がある程度いて、別にそれが一時的に来る子どもでも全然いいと思うんですよ。だけど、やっぱりいろんな子がいて、自分の学びの環境が豊かになるということであれば、別に否定するものでも何でもないと思うんですけど、なぜやらないんですか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

学校選択制と小規模特認校については、看板を掲げてはやってないんですが、それに似たことはやっているんです。ただ、制度に乗っかってやってしまうと、いろいろ制約が加えられる。そうじゃなくて、もっと犬山独自で、例えば、北小学校は通いにくいけども、栗栖なら行けるかもしれない。結構ですよ。東小は大きな学校で行けないんだけど、今井だったら行けるかもしれない。いいですよ。それらしいことをやっているんですね。ただ、学校選択制ってやってしまうと、極端なほど何十人という方がもし小規模校へ行きたいという希望を出したら、これは大変なことになりますよね。小規模校に新しい教室を設置しなきゃならない。ですから、大きな看板を掲げてはやっていないんですけども、個々のそういった要望には応じて、実際には対応しているというのが現状であります。

それから、もう一つ、山村留学、多分恐らく山村留学については、長期的にどうこうではなくて、例えば夏休みとか、冬休みとか、限られた期間でもいいから、もっともっと小規模校のよさを知っていただいて、じゃあ、この学校に夏休み明けの9月から変えてみようかなという子どもがいれば受け入れて、そういった意味も含めてだと思っただけなんです。

私は、例えば山村留学については、学校は受入れ体制を整備することは不可能ではないと思っています。あとは、保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要でありますので、今後、学校をどうするかということも含めながら、地域と協議をして、ぜひやりたいというようなご希望があるようでしたら、これについては進めていくことについてはやぶさかではないというふうに考えているところであります。

以上です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。立山町の教育長さんがおっしゃっていましたが、小規模な学校の地域の方々は、もう自分たちでチラシを作って配りに行ってるぐらい、この地域に学校を残さなきゃということで必死にやっておられるそうです。

だから、やっぱりこれは別に地域がどうこうということではなく、教育委員会、市長がそういう方針であれば、ぜひこちらからやっぱり働きかけ、こちらから別に教室増やしたっていいと思いますよ。そこにお金をかけるというのも、別に否定するものでは何でもない。そこに住む子たちに最高の学習環境を用意するという方針であってほしいなというふうに思います。

6番目の遠隔授業についてですが、これは北海道の離島とか、そういうところでやっているようなものですけども、ただ、これから技術の発展で、例えば小規模な教室でも大規模なところとつないで、それで一緒に授業を受けるということは、別に技術的にはもう全く難しくないので、そういうことも視野に入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

遠隔授業は、児童数の増に直接的につながる取組ではありませんが、小規模校のメリットを生かしつつ、足りない部分を補うという点では効果が期待できる取組であると考えます。

当市においては、機会を捉えて、市内の小規模校同士であったり、一つの中学校に通う、校区内の小学校間との直接的に対面しながらの交流を実施しているところであり、ネットワークを介した遠隔交流を実施しているところです。

当市としては、単なる交流にとどまることなく、チームスポーツや音楽の合唱や合奏、そうした多人数だからこそその学びに発展させていけるよう、小規模校の児童の交流の在り方について工夫してまいりたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 以外にもここが一番前向きだったという感じなんですけども、遠隔交流をやっていて、それを発展して遠隔授業にと、これもぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

要旨7の質問です。市長に見解を伺いたいんですけども、今の答弁を聞いていても、やややっぱり並べるとちょっと矛盾するところがあると思うんです。だから本当に小規模だけでも、栗栖、今井、池野、小規模だけでも地域もすばらしいし、学校も本当にすばらしいんだと、ここでも最高の学習環境を用意している。ぜひそこに来てくださいという制度を僕はつくるべきだと思うんですよね。

だけど、何となく今はちょっともやもやとしているんで、あんまり大規模にやると、いっぱい来たら困るからというようなこともちょっと答弁にはあったんで、そんなすばらしい地域だったら、もうどんどんやっていけばいいと思うんですよね。だから、この議論に関して市長としてどう思ったかについて見解を伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答えをさせていただきます。

これまでもずっと述べてきましたとおり、小規模校については小規模校であるという理由で統廃合を行うという考えは持ち合わせていません。これは小規模校には小規模校のよさがあります。そのよさが犬山市における学びの輝く個性として、価値のあるものだと考えているからであります。

今回の久世議員の質問は、すごく大切な投げかけです。財源論や政治を抜きにして、子どもたちにとって本当に何が一番環境として必要なのかという問いかけは、極めて本質的な議論であります。人口は減少してきます。子どもたちが減っていくという現状において、真正面から考えていかなければならない視点だと感じております。

犬山市はとても多面的な町です。地域ごとにも個性があります。そして学校にも同様な個性があります。久世議員が述べてきてくださったとおりであります。その中で子どもたちのための教育を考えながら、町の個性を大切に思う気持ちと同様に、学校の個性を大切にしていきたいし、その個性を伸ばしていきたいと考えています。それが犬山の魅力と求心力を高

めることにつながると思っているからであります。

今回の質問で久世議員は多くのアイデアを出してくれました。やるのかやらないのかと言われましたが、ヒアリングのときにはいろいろ考えていかなきゃいけないねと、それぞれの思いが一致をしていたところであります。

その一つ一つを実現することは、これから議論を深めながら、いろいろ考えていきたいと思っておりますし、考えていかなければならないと思っております。子どもと学校ごとの個性を伸ばすアイデアがそこにあるんだって、それぞれが思わせられました。

それに小規模校を存続する、守るという考えだけではなくて、価値を高める発想に転換して、教育の質や地域、小規模校のよさなど、小規模校が子どもたちのために必要だとの存在意義を具体的に示していくことを考えていく必要があるということを確認させられました。

繰り返しになりますが、財源論、政治の都合、それを抜きにして、子どもたちのために小規模校を残していきたいですし、その小規模校がみんなが行きたいと思ってもらえるような学校づくりをこれから様々なアイデアを出しながら考えていきたいというふうに思っています。

そのために今後も議論を交わしていきたいと思っております。我々もアイデアを出しますし、議会からもアイデアをいただきたいと思っております。子どもたちのための学校の在り方について考えてまいりますので、これからもぜひご一緒いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。再質問はしませんけども、実は僕のこの質問をするに当たっても、以前、フリースピーチで栗栖小学校に通っていた児童の方がここでも発言されたことでもあるんです。だから、学校を残すために努力をしてほしいということ、僕はそのまま言いました。

今の答弁を聞いていて、市長も同じ思いでいてくださっているんで、その地域に学校を残す、その子どもたちにとっての最高の学習環境を用意するというのを、ぜひ市を挙げて地域も一緒に取り組んでいきたいというふうに思っていますので、僕もいろいろと努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

2件目の質問に移ります。犬山市かわまちづくり計画についてです。

要旨1の質問ですけども、来年度以降のスケジュールですけども、大まかに以前からざくっとは出てるんですが、ただちょっと具体的にいろいろとまだ分からないところがあるので、ここでお聞きしたいんですけども、来年度からどうも国が堤防のかさ上げとか盛土とかをやっていくというような矢印が書いてあったんですけども、具体的にどういう形で始まっていくのか、設計とか工事はどういうふうに進むのか。あそこが通行止めになるかとかいうところが決まっているんだったら、ぜひご答弁をいただけたらと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

犬山市かわまちづくり計画では、計画期間を令和8年度から令和12年度の5年間としています。現在は、かわまちづくり計画の進め方について、河川管理者である国土交通省と役割分担も含めて、スケジュール等に関して協議を行っているところでございます。

このため現時点で具体的な工事スケジュールは確定しておりませんが、整備の順番としましては、まずは、河川堤防内の水際、川に一番近いところの護岸から着手、階段状の護岸を造ります。それから着手し、順次、斜面、今、普通の斜面になっていますので、階段の護岸、それから堤防、現在遊歩道になっているところの堤防の盛土、その後、盛土の後に遊歩道の整備に着手すると想定をしております。

ただし、今後は各種法令の許認可等も必要になってまいりますので、整備に影響する不確定要素もあることから、あくまで現時点での想定であり、計画期間も先ほど12年度まで5年間と申し上げましたが、延長する場合も考えられると認識しております。

また、工事に伴う通行止めや使用の制限等についても、整備の計画が今後決定していくことから、現時点ではスケジュールは確定しておりません。

しかしながら、いざ工事施工となった際には、地域の皆様、宿泊施設、朝市組合等、木曾川河畔に関係する方々に対し適切なタイミングで事前の周知説明を丁寧に行っていきたいと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 令和12年度までというふうになっているけど、延長するかもしれないという答弁を聞いて、やや不安になってきたんですけど、この計画は、犬山の観光にとって非常に大きいものだと思うんで、今の城下町、お城だけだとやっぱり狭いんですよどうしても。まだ少ないんです、観光のコンテンツとして。だから、これをもう1個強力な核として木曾川河畔に造るというのは、非常に僕は犬山の観光を産業にするための最重要な政策だと思っていますので、国が乗ってきていただいているということは、これ本当に小池部長、原市長のご尽力のおかげですし、4年前だったかな、今の任期の前に、僕は当時の清風会で柴山さん、国土交通省へ行きましたけど、何の話ですかぐらいの感覚だったんですよ、あの堤防沿いの話は。だけど、防災のこともあるし、観光にとっても非常に重要なんでという話をしてきて、そこから今になって国が乗ってきているというのは、これ本当にすごい進歩だと思うんですよ。だから、これはもう犬山の一大事業としてぜひやっていっていただきたいんですけども、本当は結論をある程度決めて、予算も逆算して、でも見積もりしていかなきゃいけない時期だと思うんですけども、そこまで具体的にできてないんでしょうか。その点ちょっとお願いします。

スケジュールに関して、要旨2で一緒に聞きたいと思います。

費用も含めてですけども、やっぱりちゃんと計画をばちっとつくらないといけないんで、このかわまちづくり計画というのは、一応書面ではあるけど、そこまで具体的に載ってないんですよ。イメージパースがバーンって書いてあって、うわあ、すごいですねというところで終わっちゃっているもんですから、だから具体的に計画としてつくっていかなくちゃいけないと思うんですけども、費用も含めてお願いしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 要旨2、ご質問にお答えいたします。

費用的なお話も含めてということですが、まず、犬山市かわまちづくり計画を策定する前、令和5年8月に、まずその前段として策定している計画というか構想があります。犬山市木曾川河畔空間整備基本構想プラン①から③と言いまして、かつて議会でもご報告させていただきました。そのとき、整備手法により変動はあるんですが、当時は概算事業費として約7億円から約14億円程度と想定しておりました。この数字というのは消滅しているわけではなくて、当時の構想ということですので、今もあるというところです。

ただ、その後、かわまちづくり計画の策定において、施工内容が当時は遊歩道をメインに考えていたんですが、国も一緒になって協調してやっていただけるということで、河川堤防内にも含まれるなど、整備の範囲が変わりましたので、事業費については現時点で今、再精査、これも概算にはなりますが、しておりますが、確定はしておりません。もっと最後を決めてやっていくべきだというご指摘もありますが、現時点では確定はしておりません。

現在は国と市が役割分担や進め方について協議をしておりますが、主に費用負担も含めた国の役割をご案内させていただきますと、先ほど申し上げた施工順番になってきますが、国の役割としては、河川堤防内においては水際の階段、一番川に近いところですね、それから斜面を階段にする階段護岸、それから堤防盛土などを国の役割として、現時点では想定しています。

市の役割としては、主に河川堤防内ではグリーンロードと呼ばれる通路の再舗装を想定しております。上段の遊歩道内では店舗、テラス、椅子やテーブル、照明設備、植栽等の整備等を想定していると、そういう状況でございます。

ただし、整備する箇所は河川区域内であり、河川法以外にも各種法規制の許認可条件に合わせるなど、現時点で想定していない施工内容が発生する可能性があること、及び地域の皆様の意見もしっかりとお聞きしながら、整備内容を確定するものと考えており、こうしたプロセスも経て、事業費についても詳細が確定していくものと想定しております。

以上でございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

これは最大14億円見積もっておけばいいですか、議会側として。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた7億円から14億円程度と想定しているというところですが、先ほど申し上げたとおり、令和5年8月に作成した基本構想の中で作成しております。そちらから、繰り返しになりますが、施工の範囲、内容が変わってきておりますので、下限も上限も今の時点では確定していないというのが正直なところになります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 自分が早く早くと言ってるのは、何て言うかな、別に焦らせているわけでも何でもなくて、インフレ傾向が多分これから続くんですよ。だから、延ばせば延ばすほど費用がかかってくるんで、やっぱりやれることは早くばちっとやないと、どんどん費用がかかって、結局、道の駅とはちょっと状況が違いますけども、費用がこんだけかかるようになっちゃったんでやめますということにもなりかねないんですが、これ国をもう巻き込んであるんでやめるわけにいかないと思うんですよ。だからもう、できるだけ早く着工して行って、進めていくのがやっぱりベストだと思うんで、そのためにも、しっかり終わりを決めてやっていく必要があるという指摘でございます。

要旨3の質問です。管理運営主体の形成ですけども、僕はやっぱり民間で主導的にやっていくべきだなと、こういう事業は思います。店舗という言葉も答弁の中にありましたけども、店舗もできれば複数、いろんな事業体を入れて、そこで管理運営を全部やってもらうということが、収益の中でそれを賄ってもらおうということが、市の将来にとっても、これがベターというかベストだと思いますので、ただ、そうは言っても、そんなリスクのあるところに簡単に民間は手を挙げてきません。だから、今のうちから、もう計画づくりから一緒に、こういう中身だったら利益がこれだけ出そうだから、これだけの賃料で、これだけの管理ができるという協議も含めてやっていかなきゃいけないと思うんですけども、これ今の段階から、例えば犬山商工会議所、犬山まちづくり株式会社、犬山市観光協会、そういう半官半民の組織も含めて一緒に協議していくべきではないでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

先に畑議員の答弁でもお答えしておりますが、かわまちづくり計画を進めていく中では、河畔沿いの民有地の展開も含めて、民間活力の導入は必須であり、民間事業者の関わり方については、早い段階で検討していく必要があると考えております。

魅力的な河川空間をつくり上げていくためには、行政のみで全体計画と整備を進め、その後、民間に委託などでやっていただくという形ではなくて、議員ご指摘のとおり、設計段階から民間事業者を取り込み、事業を推進していく必要があると考えております。

そうしたことから、今後、事業を進める上で、先ほどご案内ありましたが、犬山商工会議所であったり犬山まちづくり株式会社、犬山市観光協会、その他民間事業者との連携を図りながら推進していくことは、非常に大切な視点であると認識しております。

かわまちづくり計画で示す河畔の活性化というものは、商業的なにぎわいは極めて重要、必須と考えておりますので、先を見通し、適切な時期を捉えながら、民間事業者の活用に向けたスキームも併せて検討してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問です。

例えば木曾川観光株式会社、そこは半官半民というよりは、ただ補助金も入りましたから、

半官半民になりましたけども、民間にかなり近い会社ですけども、本当は犬山市観光協会と木曾川観光株式会社を一緒にして、DMOをつくったらどうだということを以前もちょっと言わせていただきましたけども、だから犬山商工会議所とか犬山まちづくり株式会社の事務局とかを中心に、DMO、DMCという観光に関してのちょっと新しい組織体を、僕はやっぱり早めから計画していくべきだと思います。

この木曾川のかわまちづくりが非常にいい機会だと思いますので、これをきっかけに、犬山として観光を本格的に経営をやっている団体、今の犬山市観光協会は申し訳ないけども、宣伝に特化しているので、経営のところまでは行ってないんですね。補助金で大半が運営されていて、宣伝、告知が中心になっているけども、僕はやっぱり経営をやるべきだと思います。じゃないと本当に店の気持ちは分からないです。

だから、何でこの企画を打ってんだらうというのが結構あるもんですから、だからやっぱりそういうことを一体で進めていくためには、そういう経営体の形成が必要だと思いますけども、いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

今、久世議員から様々な主体者の名前が出ました。確かに今、観光に関わる事業者というのは複数ありまして、犬山市観光協会、犬山商工会議所、犬山まちづくり株式会社、民間事業者もそうですね。たくさんあります。木曾川観光株式会社もちろんあります。現時点ではそれぞれの組織がそれぞれの役割と立ち位置で、それぞれ本当に一生懸命、観光を少しでもよくしよう、さらなる高みに行くように観光づくりにご尽力いただいているというのは、本当に認識しておりますし、感謝しています。

現時点では、それが特に民間事業者の力も大きいんですけど、功を奏して、観光地としては発展をしているという、そういった側面もございます。

ただ、これからの観光、人口減少という時代に、観光というものの重要性というのはますます高まっていくと、経済環境部長ですので、認識しております。そうした中で、もう一度この組織の在り方だとか、もっと有機的な組織編成だとか、そういったものは常々考えていかなければいけないと思います。

さきの議会で、木曾川観光株式会社、木曾川鵜飼に関して、何か市との連携だとか、犬山まちづくり株式会社とか、いろんなところとの連携というお話もいただきました。一つ一つの可能性を全て最初から否定するのではなくて、よりよい観光運営組織の在り方というのをこれから考えていくべきだなと思います。

おっしゃるとおり、これから5年間期間がありますので、最終的に我々としてはすばらしい河川空間にしたいと思っています。それを運営していく、その主体の一つとして、ぜひ、そういった地元からの組織というのは関わっていききたいなと思っていますので、そういったところも視野に入れながら進めていきたいと思っています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。小池部長は全然何も否定せず、しっかり受け止めてやってくれるだろうなと思っていますので、信頼しております。

要旨4の質問ですけれども、自分が店をつくるときに、どうやって今、店をだんだんつくっているかという、一つの店をつかって、それが行列ができてあふれていって、キャパオーバーになったらもう1個つくる。それがもう1個、あふれたらもう1個つくるという、それをやると、間違いなく失敗しないもんですから、その状態になってからだんだん拡大しているんですけども、これはまちづくりにも同じことが言えるんじゃないかなと思ひまして、ここでは、城下町エリアとの接続ということを提案したいんですけども、8月のロングランときにも、あそこでマルシェをやっている、自分の店で働いている学生たちも結構行きたいって言って行こうとしたけど、あの暗い道は怖いからやめときましたということも言っていた子もいるぐらい、ちょっとやっぱり鬱蒼としている。昼間もちょっと暗いんですね。だから、城下町エリアは今にぎわってる。木曾川河畔もこれからやっていく。それぞれじゃなくて、やっぱり城下町からの動線というのが非常に重要になってくると思いますので、あそこの整備も、この計画の中で一体的にやっていくべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

犬山城及び城下町から木曾川河畔への誘導としては、針綱神社前から公園坂を通過し、郷瀬川沿いを通るルートが主な動線として考えられます。今ご指摘のあった場所になります。この区間は観光客を誘導するための受入れ状況としては、確かに十分とは言えず、例えば明るさ、照度の課題や案内看板等の必要性などを認識しており、先月11月13日及び15日に開催しました内田地区の住民向けの説明会においても、同様のご意見をいただいたところでございます。

現時点では具体的な方策が確定しているものではありませんが、犬山城、城下町と河畔を接続するためには、ご指摘のとおり、動線の魅力づくりというのは非常に重要であると認識しております。

なお、当該箇所は木曾川河畔ではないものですから、国と共同で策定する犬山市かわまちづくり計画、そちらの範囲には含まれるものではないんですが、このプロジェクトを成功させるため、改善は必須の事項であると捉えておりますので、河畔整備と連動して検討を行い、都市整備部及び郷瀬川沿いですので、郷瀬川の管理者である愛知県と協議、連携しながら、必要かつ効果的な取組を進めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

議事の進行上、14時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

再 開  
午後2時10分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11番 岡 覚議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団、岡 覚です。今回、3件の一般質問を通告いたしました。通告に基づき一般質問を行います。ぜひご丁寧な答弁をお願いいたしたいと思っております。

質問の1、各種使用料等の受益者負担率の現状に対する見方と「公共事業としての推進使命」について。

①各種使用料の受益者負担率の現状をどう見るか。使用料等の見直しの中でどう変更していくのかであります。

過日の全員協議会で、当局のほうから今後、各種使用料等について見直していくという表明がありました。諸物価が上がっているし、それも必要だなという思いと同時に、犬山市政として、様々な政策を展開し、市民に対しての施策を実施いたしております。そこには使用料、いわゆる受益を受ける者が負担する受益者負担金というのが当然のことながらありますが、これに関して、やはり基準を設けていくということも必要だろうというふうに思いました。

それで、まず最初に、使用料等の中でも幾つかの分類があって、その基準を設けるのには様々な使用料の決定には背景がありますし、私の40何年の議員の中で言いますと、最終的には使用料や料金を決めるのは、結局妥当な線にエイヤって決めてきたんだというのが、今思うんですけれども、最終的にはどう考えても、いろんなことを考慮せざるを得ないというふうな思いがありますが、しかし基準というのは大事だろうというふうに思っています。

そういう点で、最初に、1番の質問をいたしましたので、ご答弁をお願いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

受益者に負担を求める使用料等には、道路占用料、水道料金、各種証明書の交付手数料など様々なものがありますが、ここでは公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づき算出している公共施設の使用料における受益者負担率について説明いたします。

基本方針では、民間競争性の有無や、趣味的志向の度合いなど、その施設の性質に応じて0%、50%、100%のいずれかの受益者負担率を設定することとしており、現状では全ての施設において、受益者負担率を50%とするのが適当と判断しています。

しかし、これは普遍的なものではないため、その時々や社会情勢や市民ニーズ等の変化に合わせて、負担を求めるべき経費の対象も含めて定期的に見直しを行い、適切な受益者負担の

下で、施設の維持管理を図っていきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございます。適切に決めていくということだというふうにはしか言えないというふうに、最終的にはそういうことだなというふうに思いますが、1点だけ再質問させていただきます。

9月議会で、この前に使用料の見直しをやっていくという説明があったと思いますが、9月議会のときにそのことを意識しまして、9月議会に出されている案件で、その受益者の負担金額は妥当なのかということで、受益者負担率というのを出してみました。表に書いてありますように、受益者の単位負担金額、それをその施策に係る一般的な経費で割ったものということで、9月議会でもりました子どもの屋内遊戯施設使用料、これは約17%、それからコンビニ交付手数料は13.7%、羽黒中央公園の多目的スポーツ広場の使用料、これを次の人工芝に張り替えるための費用ということで、これは実績じゃなくて予定値で50%、今、経営部長から答弁のあった受益者の負担金にはいろいろあるけれども、その中で限られた公共施設の使用料におけるというくくりで、今言ったやつの中では、コンビニの手数料とか、こういうのは入らないということで理解しておりますので、幾つかの受益者負担金がありますけれども、今言った部長の答弁にあったものには入らない受益者負担金がいっぱいあるということも理解していただきたいんですけども、この中で私、経費と書きましたけれども、この経費の中に何が含まれるかというのは、受益者負担金のそれぞれによって随分と違ってくるというふうに思っています、私、いつもこれ、どれが入るんだろうと思う中には、いわゆる軽微な修繕というのは大体入れるよとこういうふうなのが一般的なんです、それは大体分かるんですけども、人件費がどこまで入るんだというのが、時々分からなくなって、これは分からんなどというのが実際、例えばコンビニ手数料なんかの原価というのをばばっと弾いてあるんですけども、どうやってこの原価というのを決めたんだろうっていうのは分からないんです。分からないんですけども、今部長の答弁のあった範囲内の中で、この中の経費の中の人件費についての基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づく公共施設の使用料の算出における維持管理費と修繕費、人件費の考え方について説明いたします。

まず、修繕費については、施設の機能維持に必要な経費として、過去3年間の平均額を維持管理費に計上することとしています。

次に、人件費については、当該施設に常駐している職員に限り、必要な経費として過去3年間の平均額を維持管理費に計上することとしており、正規職員、再任用職員、フルタイム会計年度任用職員については、それぞれ1人当たりの給料、職員手当等共済費の平均額を基に、パートタイム会計年度任用職員については、その報酬の実績額を基に人件費を算出しています。

なお、施設の管理を外部に委託している場合は、人件費ではなく、委託料として維持管理費に計上することになります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。個別具体的には、その担当の部署にきちんと確認しないと正確ではないよということも答弁の中から推察いたしました。

次に移ります。私は今回、こういう受益者負担率という視点から、犬山の各施策を見たときにどうなのか、それぞれの施策にはもちろんそれぞれの使命がありますので、その使命を公共事業としてやっていくわけですので、それがそういう目から見て、適切だよねというふうになっていくのか、これはもうちょっと頑張らないといけないんじゃないかとか、そういうのが出てくるように思っています。そういう点で、2番、3番、4番と具体的な施策を対象にして見ていった上での質問をさせていただきたいと思います。

②です。各施策はそれぞれの公共事業としての使命があり、今後の推移のために、次の施策については、現状と、どのような変化を望んでいるのかということで、1番としてさら・さくらの湯です。これはどうでしょうか、ご答弁をいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、さら・さくらの湯は、先ほど経営部長が申し上げた基本方針は適用されませんので、お尋ねの受益者負担率の算出に当たりましては、令和6年度におけるさら・さくらの湯、利用者1人当たりには要する経費として、監査委員による決算審査の際の数値を申し上げますと、1人当たり788円というふうになっております。これに対する使用料の単価としましては、一般の方が520円で、高齢者や障害をお持ちの方などは310円となっておりますので、負担率ということに直しますと、それぞれ約66%と約39%となっております。

今年度の状況も参考までに申し上げますと、年度途中でありますので、概算額ということになりますが、1人当たりには要する経費というものは、先ほどと同じような見方をすると約758円というふうになっておりますので、率にいたしますと、一般の方は約69%、高齢者や障害をお持ちの方などは41%というふうになっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。2点、再質問させてください。

1点目は、経費が令和6年度が788円、令和7年度が758円ということで、30円低下しているんですけども、これは私は利用者が増えたということが大きな原因じゃないかと思っています。それで、年度途中ですけれども同じ月、4月から10月末までいいかと思っておりますけれども、4月から10月末まで、令和6年度と令和7年度を比較して、利用者がどうなっているのか、例えば増えているなら何%増えたとかいう形でご答弁がいただきたいと思います。

そして、再質問の2点目に、先ほど経営部長のほうに軽微な修繕は入るというふうに確認しましたけれども、さら・さくらの湯が大規模な修繕が必要になっていくということが、3月の市長の施政方針の中でも示されていますけれども、こういうものは一般的には入らない

というふうに理解していいのか、この辺の個別に聞いたほうがいいのかというふうに思っていますので、さら・さくらの湯の場合は軽微の修繕費は入るけれども、大規模な修繕費は入らないという理解でいいのかどうか、2つ目に確認させてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、岡議員の再質問にお答えをいたします。

まずは、さら・さくらの湯の利用者の状況からお答えをします。

ご指定の両年度とも4月から10月までの期間の利用者数を申し上げます。まず、令和6年度は3万9,613人です。それで今年度、令和7年度は4万7,196人ということになっておりまして、人数としては7,583人の増、率にしますと19%程度の増ということになっております。

続きまして、大規模修繕の取扱いですけれども、先週の玉置議員の一般質問の際にも申し上げたとおり、市としてはさら・さくらの湯だけではなくて、市民健康館全体の在り方というのを検討させていただいております。ですから、お尋ねの大規模修繕費用の取扱いにつきましても、使用料全体の中で見ていくというか、その中で考えるということになりますので、その検討の中で、先ほどの公共施設使用料の見直しに関する基本方針の趣旨などを考慮しながら判断をさせていただきたいというふうに思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございます。諸経費が上がっている中で、入場者が19%増えたというのは非常に大きい数字だと思っております。その結果、受益者負担率も引き上がるということになったというふうに理解できました。

再々質問を市長に、当初は予定していなかったんですけども、お願いしたいと思っております。

実は玉置議員にも一言、事前に申し上げていたんですけども、玉置議員の発言の中で、このさら・さくらの湯が年間約3,500万円の赤字だという発言がありました。ちょっと公共事業ですので、こういう赤字だとかというのは、本来はどの公共事業も大体税金をもらって仕事やってるわけですから、赤字か黒字かといったらほとんどが赤字になるんですよね。例えば、今度の子どもの屋内施設に関しても、これは指定管理料と株式会社義津屋への借り賃を払うと、年間で言うと約5,700万円の赤字と、赤字という表現にしちゃうとそうなりますし、羽黒の今の中央公園の体育館を含めての指定管理料も、年間で言うと1億2,600万円の赤字と言えれば赤字になりますけども、それだけの公費、税金も投入して、市民に大いに利用してもらって、健康増進や福祉の増進に役立ててもらっているのが公共事業だというふうに思っています。

それで、そういう点で、やっぱり単なるそういう上辺の赤字とか、そういうのでなくて、その健康の増進や、この福祉のためにどれだけ役立っているか、どれだけ市民のために喜んでもらえている施設かという視点も一方大事で、加えて、その受益を受けている方々の負担も、一定程度いただいている、こういう複眼で見ないとまずいなというふうに思っています。こういう中で市長が3月の施政方針演説で、さら・さくらの湯についても見直しを検討

したいという発言、施政方針演説で述べているわけですが、それから、6月に私どもの岡村議員、そして9月には無党派のピアキ議員もそれぞれ質問し、検討を重ねているということでした。

分かります。大変な大事な施策ですので、どうするかという検討はしっかりとやっていただきたいと思っていますけれども、もうちょっと市民に分かりやすく、どんな検討をやっているのかということも、もちろんまだ結論は出ていないというふうに承知はしていますけれども、どんな検討をやっているんだということについて、市長のほうからお示しをいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

岡議員もおっしゃっていただいたように、施政方針演説の中でさら・さくらの湯については、今後どのようにしていくのか、整理して検討していきますというふうにお答えをさせていただいています。また、議会の中でも期限については、今年度末までに判断することを目指していきますというふうにお示しをさせていただいております。

岡議員のおっしゃられることももちろん我々も同じ考えであります。さら・さくらについては、ふだんの収支プラス今回は大改修をしなければならないということがあるがゆえに、今後の在り方を検討していきますというお示しをさせていただいているところでありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思っています。

その中で、どんな検討をしているのか、分かりやすく伝えるべきではないのかというご指摘です。じゃあ、今、どのように検討しているのかということをお示しをさせていただきたいと思います。

柱は3つです。1つ目は、利用の状況の現状であります。2つ目が、持続可能な運営、そして3つ目が、市民健康館としてこれから果たす役割や機能、この3点について考えています。

1つ目の利用の状況については、岡議員が言われたように利用者の関係やら、市内外の利用者がどうなっているのかというデータが集まってきているところであります。

2つ目の持続可能な運営については、玉置議員からご提案をいただきました。利用料を値上げしたらどうだというご提案であります。また岡議員も今日の質問でお話をいただきました。受益者負担の考え方について、持続可能な運営の中で考えていくことになると思っています。

さらに、それだけではなくて、これから犬山市として将来にわたって運営が持続可能かどうか、その点も考えていかなければならないというふうに考えています。

そして、3つ目の市民健康館のこれから果たす役割と機能についてです。そもそもさら・さくらの目的は何かと言ったら、市民の皆さんの健康増進を目指した施設です。これは皆さん、ご理解のとおりであります。だから、今求められているのは入浴施設なのか、それともほかの機能が必要なのか、今、様々を考えているところであります。その考えの中には、入

浴施設を継続していくかどうかということも含まれています。

以上、3点を軸に検討を重ねています。

そこで、将来を見据えて、市民皆さんに必要とされる施設としてあるべき検討を、もう本当によく重ねているところであります。

そこで、市民健康館のこれからについて判断していくのは、私、市長の責任であると思っています。ですから、方向が固まり次第、検討の経緯を含めて、その方向性をしっかりお示しをしていきたいというふうに思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。私もこの検討が進められているよということで、一言申し上げたいのは、それぞれこの公共施設やこういう施策がスタートをしたこの背景ですとか趣旨ですとか、それは十分ご存じだと思っていますし、そして、現在果たしている健康増進や福祉に関する分野での役割というのは、公的な役割、市がやっている役割ということも含めて、大体共通認識があるというふうには思っています。

私、実は新潟県で生まれ育ちました。新潟県の方言で、「じょんのび」という言葉があるんですが、じょんのびって言うんです。これスマホで調べてすぐ出てきます。ゆったりしたという意味合いだというふうに、子どもの頃から新潟県もいい温泉が出まして、そういう中で、人生、僕も終盤に近づいていますけれども、ゆったりとしたこの時間を過ごせるというのが非常に大事、ストレスもなしにできる自分というのが非常に大事だと思っていて、それで新潟県の施設の中にじょんのびとつく施設がいっぱいあって、それがほとんどがお風呂に関連しているんです。

私は、みんながこういう公的な施設の中でじょんのびできるという点で言うと、非常にいい施設が、私も入りましたけども、いい施設だなと思っていますので、それがそういうところが持続可能なように、市の職員の皆さんの力で知恵でやっていくのが、今、この施設を引き継いできた者の使命かなというふうに思っていて、先日、たまたま期せずして石田元市長に会って、造った頃おったのがあんたでしょうとか言われまして、やっぱりそういう生み出した者の責任もやっぱりあるのかなという思いで、石田元市長の思いも含めて、今の人たちにやはり受け継いでいってほしいということをつけ加えさせていただいて、次の質問をさせていただきます。

③、同様なことから、地域公共交通犬山市コミュニティバス（わん丸君バス）についてはどうなのかということで、質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスは、交通空白地における交通弱者等の移動手段を確保する目的として運行しており、現状では主に高齢者の買物や通院の移動手段として機能しています。

年間利用者数については、コロナ禍においては、一時は約9万人まで減少しましたが、徐々に回復しており、令和6年度では約11万人の利用がありました。わん丸君バスは、障害

者や一日券による複数利用などの無料による利用者の方が全体の約半数を占めていますので、そのことを考慮して算出した1人当たりの運行経費は、令和5年度が1,380円、令和6年度が1,727円、バスの運賃が大人1日200円であるため、受益者負担率は、令和5年度が約14%、令和6年度は約12%となります。

負担率が下がったのは、利用者数の増加に伴う運賃収入の増加以上に、人件費や燃料費の上昇、国庫補助金の減額が要因として挙げられます。

現計画の中では、受益者負担率の目標を定めてはいませんが、運行を持続させるためには、受益者負担を考えることも重要であると認識しています。

しかしながら、わん丸君バスは自ら移動手段を持たない人の生活維持に不可欠な移動を支える地域生活のインフラです。廃止や大幅な縮小が直ちに生活の質の低下につながるおそれもあることから、必要な公共サービスとして継続する意義は極めて大きいと考えています。

こうした観点から、収支面だけでなく、これは沼議員の質問にもありましたが、クロスセクター効果を踏まえた指標を計画に位置づけすることも検討していきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございます。確かに思ったよりも受益者負担率という数値を求めると、残念ながら低い状況というのは理解いたしましたけれども、歴史的にこの事業を見てくると、非常に大事な事業だなというふうに私は思っています。小牧市や大口町でこういう地域公共交通がバスとして走らされるという状況の中で、犬山でもぜひ実現してほしいという、こういう要望が市民の中に沸き起こって、そして、実現しました。大変喜ばれましたね。中には私も後から聞いたんですけども、農作物を、本当にうれしいんだと、手を合わせて、これを食べてくれと言って、運転手に感謝をすとか、そんな状況まで起こったということです。

当初、私どももちろんこれを後押しして、そのときは住民には交通権があるんだということをお話ししましたし、移動の権利があるんだということをお話ししました。市民からさらさらんな要望が寄せられて、その要望に応じて拡充してきた歴史があります。

しかし、運転手不足という中で、一転して減便になってしまったということで、今言ってみればピンチということですが、チャンスに転換したいという思いで、様々な知恵を出して手を打つということを今やってみえるというふうに思っています。頑張してほしいと思いますし、好転してほしいというふうに思っています。

こういう中で、また岐阜バスの運行も、明治村のお客さんへの対応が主たる役割になってしまって、住民の足ということには及ばない状況が生まれた中で、質問の4番に移りますが、4番の地域公共交通の犬山市公共ライドシェアという点では、同様にどうなのか質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

公共ライドシェアについては、岐阜バス明治村線の減便によって、通勤通学に支障が生じ

たことから、代替手段として実施するとともに、将来的に犬山市の移動手段として適するものかを検証する目的で運行しています。

令和7年4月からは利用者が増え、毎月延べ140人程度の利用があり、実人数としては13名程度と把握しています。

減便前の岐阜バスの通勤定期を所持していた人が17人と聞いていますので、現在の利用状況からすると、こうした利用者の通勤通学を支える実質的な代替手段として機能していると考えています。

1人当たりの運行経費は、令和6年度が3,857円、令和7年度は10月までの数値ですが2,162円、運賃は1乗車300円であるため、受益者負担率は令和6年度が約8%、令和7年度は約14%となっています。公共ライドシェアについても、わん丸君バスと同様に、自ら移動手段を持たない人の生活を支えるサービスであると同時に、将来的に地域公共交通の形を探るための実証的な取組でもあります。

人口減少が進む中、従来型の路線バスだけでは維持が難しい地域もありつつ、公共ライドシェアが将来の持続可能な公共交通の手段となり得るのかを確かめることは、市としても重要であると考えています。そのため、利用者数や収支だけでなく、多角的な観点から今後も検証を進めていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。受益者負担率という観点から見ると、厳しい数値ではあったとしても、今、部長の答弁のように、住民の生活を支えるという点では大事な使命を持った事業だというふうに思っていますし、これが好転するようなことが一番いいというふうに思っています。私ども犬山市議会の総務委員会で、今年には武蔵野市へ視察に行く中で、クロスセクター効果ということを学んできまして、沼議員もこの問題、この言葉を使って取り上げましたし、先ほど言った交通権に加えて、今どこの市や町もこのクロスセクター効果、言ってみれば、波及効果と言ったらいいのか、例えば元気な市民をつくっていく、健康寿命を延ばしていくとか、そういう様々な分野に波及したプラス効果があるんだということを認識しながら、事業展開を進めていただきたいと思います。

質問の2番に移ります。下水道事業の不明水対策について。

①不明水対策の到達点及び対策の現状と目標について、質問いたします。

去る9月議会で、下水道料金が来年の春から25%、さらには50%の値上げという状況になりました。こうした中で、下水道事業の経営改善を求める立場からの質問です。どうぞよろしくをお願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質問にお答えをします。

不明水のほうの削減の目標としましては、令和6年度に改定した犬山市下水道事業経営戦略でお示ししたとおり、令和5年度の実績値36%を令和16年度に20%に減らすこととしております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。その上でお聞きしたいんです。

不明水の削減目標が本当に目標値の20%というのが、やっていけるのかどうかですね。これ令和16年という、ほぼほぼ10年後の目標ですから、もっと年度ごと、もしくは少なくとも5年ごとの目標を、不明水に直接どうなるかというのは、不明水は結果ですので、そうじゃなくて犬山市がやる、この不明水を減らすための管の更生の工事ですね、こうしたものについては目標を持っていると思うんですよ。だから、結果で不明水がどうなるかということになるとは思うんですけども、必要な調査をやり、不明水が流入してくるところを更生していく、こういう工事についてはしっかりと目標を持って進めるべきだというふうに思っていますけれども、これについては今どんな状況で進めているのかということと、どんな目標を持っているのかということについて、再質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えをします。

不明水への対策については、市内下水道管の全約280キロメートルのうち、対策が必要と考えられる約180キロメートルの管について、内部をテレビカメラで調査を行い、緊急性の高い区間を特定して、既設の管の内側に新しい管を構築して、破損箇所を新しい管に置き換える管更生工事を実施しています。

この不明水対策は、平成29年度から着手しており、令和6年度末までに約50キロメートルのテレビカメラ調査と約8キロメートルの管更生工事を実施しており、令和7年度はテレビカメラ調査区間のうち、約1.7キロメートルの管更生工事を実施しています。

令和8年度以降についても、順次テレビカメラ調査を実施して、破損箇所を把握し、管更生工事を進めていきます。なお、対策が必要な下水道管のテレビカメラ調査は、令和16年度末までに終える計画です。

さらに、管更生工事に加えて、老朽化した管を入れ替える工事にも着手します。現在、下水道管の新規整備を進めている坂下上坂地区は令和7年度末に、前原台団地地区は令和9年度末に完了する予定です。

そこで、令和10年度からは、下水道管の整備時期が古く、老朽化している下水道管、具体的には、昭和40年代から50年代に整備された尾張富士グリーンハイツ及び長者町団地の老朽管入替え工事に着手します。管更生工事と老朽管入替え工事を並行して進めることにより、令和16年度末までに不明水率を20%へ削減することに向けて、積極的に取り組んでいきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 期待しています。五条川左岸のほうは大変不明水が多い。一方で新しく進めてきた五条川右岸は、不明水は5%だと聞いています。これ5%にすれば、大変希望の持てる数字だと思うんですね。ちゃんと不明水を、ほぼほぼなくしていく。これ雨水だけぐらいになっちゃうんじゃないかな。不明水というのは雨水も含めての不明水ですので、そういう希望がある事業だと思っていまして、大変な事業だと思いますけれども、確実に努

力していただきたいと思ひますし、毎年どれぐらゐ管の更生が延びたのか、ぜひ報告もお願いしたいというふうにおひます。

2番、不明水の費用負担の現状について。

不明水が34～35%ありますので、その費用負担についてお伺ひします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答ひします。

9月議会の議案質疑でもお答ひしたとおり、不明水の処理費用に対する公費負担の考え方については、総務省からの地方公営企業繰入金通知において、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額となっています。具体的に説明をしますと、下水道管の構造上、どうしても入り込んでしまう雨水や地下水の量、愛知県においては15%分については使用者負担、これを超える分については公費負担となります。

令和6年度決算の場合、不明水分34.8%のうち、15%を除く19.8%を一般会計からの繰入金で負担しています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。分かりましたけれども、金額的なことをちょっと教えていただきたいなど。34.8%から5%減れば30%を切ります。さらに5%減れば25%を切って、さらに5%、だから5%刻みぐらゐで大きな効果が出ると思うんですね。

最初は、一般会計からの繰入分が減るだけですけども、15%を切ったら今度は使用料の負担のところに直接響いてきますので、今の水量として5%切ると、5%ごとにどれぐらゐの費用負担が減るのか教えてください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答ひします。

不明水を削減することによる公費負担の削減効果について、令和6年度の決算額を基に試算した結果を申し上げます。

令和6年度、愛知県へ汚水の処理費として支払った金額は、通常、家庭や事業所からの排出される処理量に34.8%の不明水の処理量を加えて、約4億1,700万円です。この金額を基に、不明水を5%減らした場合、一般会計からの繰入金は約2,100万円の削減となります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） それだけ一般会計からの持ち出しが減る事業だということですけども、加えて申し上げれば、10年間で15%減らして20%にするんですね。その後の10年間で、もう15%減らせば5%になるんです。5%ということは、使用料も10%減るんです、使用料分で言うと。非常にそういう面ではこういう経営改善をやれば、下水道の料金が今どんどん上がりつつありますけれども、これを抑えることができるというふうには私に思っています。

して、不明水を削減することが非常に夢のある下水道事業になっていくし、犬山市になっていくというふうに思いますので、これに取り組んでいただきたいと思います。

質問の3、不明水対策の抜本的な強化はできないのか。

こういうことをやっていくべきだと思っていて、下水道の本管を延ばす工事をずっと今までやってきて、そこに大きな人員と予算を使ってきたと思います。これが令和9年度で終了する。令和10年度からは下水道管の老朽化対策に思い切って力を入れられるというふうに思います。

私は今の下水道の体制、人員の体制ね、それから予算も現行規模の予算を投入して、老朽化対策に重点を置いた形で下水道事業を展開して、ちゃんと夢を切り開いてほしいなというふうに思いますが、この点ではいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

先ほど申し上げたとおり、坂下上坂地区は令和7年度末、前原台団地地区は令和9年度末に整備を終える予定です。したがって、令和10年度以降は、既設管の老朽化対策を重点的に進めていくこととなります。

老朽化対策の内容としては、こちら先ほど申し上げたんですけど、現在も行っているテレビ調査に基づく管更生工事と、昭和40年代から50年代に団地造成により整備移管された尾張富士グリーンハイツ、長者町団地内の老朽管を入れ替える工事を並行して進めていくこととなります。

今後につきましても、老朽化対策を喫緊の課題として積極的に進めていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。しかし、答弁がうまいこと私が求めていた予算とか、人員の確保ですとか、この辺は担当部署でなくて、やっぱり市長に答えてほしいなというふうに思います。

今の事業展開で、新たに延ばすほうがなくなったわけですけども、今まで使ってきた予算と同じ規模の予算、もしくはそれ以上の予算、さらには当然予算を使って工事をやっていくには、人も要るわけですので、それもきちんと確保して進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど来、岡議員もご指摘をいただいているとおりであります。これまでは下水道の工事を集中的にやってまいりました。だから下水道管の管路工事やら入れ替え工事がやりたくてもやれなかった状況であります。

それが、令和9年度には前原が完了して、犬山市全域の下水道工事が全て完了する。だか

ら、10年以降はシフトを切り替えて、下水道の管路工事、そして入れ替え工事に集中していくということを繰り返し説明しているところであります。

その中で目標値を36%から20%にする、そのための工事をして、人員配置をしていかなければならないというふうに思っていますので、目標の20%、10年間の目標の20%に向けた予算配分と人員の配置はしていかなければならないと考えています。

何のための工事かといえば、市民皆さんの安心・安全な暮らしを守るための工事でありまして、私たち犬山のご指摘のとおりです、持続可能な運営のための工事でありまして、そういう思いで取り組んでまいりたいと思っています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。市長10年と強調されましたけれども、もう10年、20年やって、不明水は5%になるんです。これで利用者も市民も、言ってみれば、そういう整った上下水道の町の中で、じょんのびに暮らせるというふうに私は思っていますので、ぜひそれはお願いしたいというふうに、20年という目標にお願いしたいと思っています。

最後の質問です。3「水道事業経営戦略検討委員会」及び「下水道事業経営戦略改定審議会」についてです。

市民負担の伴う市民の負担の増が、いずれも検討されてきている中で言うと、この2つの委員会には残念ながら、市民代表とも言うべき市民が加わっていません。私の個人的な意見は、国民健康保険の事業と同じように、市民の負担に伴う、市民の負担に関わる事業に関して、市民負担が増大していく上で、やむを得ないという場合ももちろんありますけれども、もっと知恵を出せないかという形で検討を深める、検討の幅も深さも、幅を広げ深さを深めるというのが私は非常に大事だと思っていまして、国民健康保険の事業についても、議員が入って、私もこの国民健康保険運営協議会ですか、これの委員を何期かやりましたし、会長職も2期でしたか、やりましたけれども、議員が入ると議論を誘発して、検討が深まるし、検討が広がって、いい知恵が出てくる可能性があるんです。ですから、この2つの水道と下水道の事業の委員会審議会も、私は議員を加えて、その知恵や議論を誘発する力を出してほしいというふうに思っているんですが、これについてはいかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和6年4月5日付で議会からは、議員の附属機関等の委員就任に対する申入れがあり、議員1人当たりの就任数が多いため、今後も執行機関から附属機関等の委員就任の依頼があれば、委員を選出したい考えとの記述がありました。

その背景として、同年3月13日開催の全員協議会で、議員の就任依頼に対しては、他自治体の就任状況等を勘案して、1件ずつ精査するという意見が多数であったものと理解しています。

水道事業経営戦略検討委員会委員への就任については、近隣自治体において議員が就任し

ていないケースが約8割であること、行政と議会の役割分担を意識し、市民の代表としては、町会長に、また、事業所に関しては、犬山商工会議所に依頼するなど、水道料金を負担する水道使用者から直接ご意見をいただけるようにしています。そのため、議会に対し就任依頼は行いませんでした。

この水道事業経営戦略検討委員会の設置等については、令和7年2月18日開催の全員協議会でご説明させていただき、その際にも、議員の皆様からは特に意見はありませんでした。

先に開催された11月21日の全員協議会でご報告しましたとおり、現在、委員会は第2回目まで終了したところです。委員会における議論については、会議が傍聴可能であること、資料、会議録を公開すること、市民向けに説明会を開催することなどにより、広く情報を公開していきます。

特に議会に対しては、全員協議会で毎回説明を行い、情報共有をしております。

したがって、今後、議員を追加で選任することは考えておりませんが、議会からの申入れがあれば検討いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。最後の一言が、私ども議員に向けられたものだと思います。私一人の意見じゃなくて、議会全体がやっぱりこれ入ったほうがいいぞということで意見集約ができれば、そういうふうに当局側に申し入れるのが筋だと思います。

もともと地方政治は二代表制で、市長部局、市長が選挙で選ばれる、と議会側、二代表で、その市長部局の審議会や委員会に議員が入っていくのはいかなものかという意見、そもそも論もありますけれども、市民の負担増に関わることで、その辺は議員全体で意見集約をさせてほしいというふうに思っていますので、議場にみえる議員の皆さんにも呼びかけさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日10日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

\*\*\*\*\*

◎副議長（鈴木伸太郎君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時08分 散会